

# **第3次四街道市地域福祉計画**

**令和3年3月**

**四街道市**



## あいさつ

近年、少子化や高齢化等により地域コミュニティの希薄化が進み、地域住民の抱える課題も複雑化・複合化しており、ケースによってはこれまでの支援体制では対応が困難な状況も見受けられます。

そのため、国では、子どもや高齢者、障害のある方等全ての人々が地域や暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会を実現するため、様々な法改正を行っております。



このような中、本市においても市民一人ひとりが助け合い・支え合えるつながりを大切にし、安心した生活環境の中で、いきいきと暮らせるまちづくりを目指し、第3次地域福祉計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定いたしました。

本計画では、国の法改正等を踏まえ4つの基本目標を設定し、それぞれの目標達成に向けた13の基本施策を推進することとしております。また、新たに包括的な相談窓口を創設することで、様々な課題等に対する支援体制を整備してまいります。

本計画の推進にあたっては、地域住民だけではなく、地域活動団体等の皆様のご協力が不可欠であることから、計画の基本理念である「みんなで助け合い・支え合い、安心して、いきいき暮らせるまち 四街道」の実現に向け、より一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見・ご提案をいただきました四街道市保健福祉審議会の委員をはじめ、地域活動団体等の皆様やご協力いただきました市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

四街道市長 佐渡 斉



# 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	4
3. 計画の期間 .....	6
第2章 四街道市の地域福祉を取り巻く状況 .....	7
1. 統計データからみる四街道市の状況 .....	7
2. アンケート調査等からみる地域福祉の状況 .....	12
3. 第2次地域福祉計画の事業評価 .....	23
4. 計画策定にあたっての課題 .....	26
第3章 目指すべき地域福祉の姿 .....	29
1. 基本理念 .....	29
2. 基本方針 .....	30
3. 基本目標 .....	34
4. 施策の体系 .....	35
5. 第3次計画における主なポイントと重点的な取り組み .....	36
第4章 施策の展開 .....	37
基本目標1 市民同士の交流・つながりづくりと社会参加の機会づくり .....	37
基本目標2 必要な相談・情報・支援が得られる仕組みづくり .....	45
基本目標3 市民に対する意識啓発と市民による活動の推進 .....	53
基本目標4 安全・安心で快適な生活環境づくり .....	59
第5章 計画の推進体制 .....	67
1. 計画の推進体制 .....	67
2. 計画の進行管理 .....	67
資料編 .....	68
1. 計画の策定経過 .....	68
2. 策定体制 .....	69
3. 用語解説 .....	73

「※」印のついている用語は巻末に解説があります。また用語が複数回使われている場合は最初の用語のみ「※」印を付しています。



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容等により、地域や家庭、職場等で支え合いの基盤が弱まってきています。また、これまでの対象に応じた福祉サービスや制度だけでは対応できない、社会的孤立や老老介護、引きこもり、虐待、生活困窮等の様々な生活課題が顕在化している状況がみられています。

こうした状況の中、国では、平成12年の社会福祉法<sup>※</sup>改正により地域福祉計画の策定が規定されて以降、災害時に支援が必要な人や社会的に孤立して支援が必要な人等、地域において支援を必要とする人の把握や適切な支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者<sup>※</sup>への支援等を地域福祉計画に盛り込むよう示されてきました。

また、平成27年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書において、従来の高齢者、障害者、子どもといった分野別の社会福祉サービスから、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」が必要であるという観点が出されました。

その後、平成29年には、制度や分野ごとに捉えられてきた課題等に対し、支援する側、される側という関係を超えて、市民一人ひとりが「我が事」として捉え参画すること、さらに世代や分野に関わらず「丸ごと」つながることで、全ての人の暮らしと生きがいを地域とともに創っていく「地域共生社会の実現」が目標に掲げられるとともに、平成30年には、市町村による市民と行政等との連携による包括的支援体制づくりをはじめ、地域福祉計画策定の努力義務化や福祉分野の共通事項を記載する「上位計画」としての位置づけが盛り込まれた「改正社会福祉法」が施行されました。

このような状況を踏まえ、本市においても、平成23年3月に「四街道市地域福祉計画」を策定して以降、市民と行政、関係団体等が連携し、地域福祉の充実に向けた総合的な取り組みを進めてきましたが、「第2次四街道市地域福祉計画」の期間満了に伴い、これまでの取り組みにおける成果と課題を踏まえ、新たな社会環境に対応すべく、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とした「第3次四街道市地域福祉計画」を新しく策定します。

## (2) 国における近年の主な動き

	法律・通知関係	報告書・会議関係
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援法の施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表</li> </ul>
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行</li> <li>成年後見制度*の利用の促進に関する法律の施行</li> <li>再犯の防止等の推進に関する法律の施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域共生社会（「我が事・丸ごと」の地域づくり）の実現に向けた中間報告の公表</li> </ul>
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布（社会福祉法の一部改正により、地域共生社会実現に向けた取り組みを推進）</li> <li>厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（市町村地域福祉計画の策定ガイドライン公表ほか）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定</li> <li>地域共生社会の実現に向けた地域力強化検討会の最終とりまとめの公表</li> <li>「再犯防止計画」を閣議決定</li> </ul>
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正社会福祉法の施行（市町村による市民と行政等との連携による包括的支援体制づくりほか）</li> <li>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正（一部の規定を除く。）の施行</li> </ul>	
令和 3 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行（市町村の包括的な支援体制の構築の支援ほか）</li> </ul>	



## ■ 地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や、これまでの固定した「支え手側・受け手側」という役割分担を超え、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、共に支え合う地域を創っていく社会のことです。

地域共生社会の実現は、今後の福祉改革における基本となるコンセプトであり「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年閣議決定)や『『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)』(平成 29 年厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)に基づき、福祉施策の実施・検討が行われています。

近年、社会的に孤立した人やダブルケア※、引きこもり、障害のある生活困窮者等「世帯の複合的な課題」や「制度の狭間(これまでの制度で対象とならなかった課題)」をはじめ、これまでの制度の枠組みでは対応が困難だった生活課題に対応していこうという取り組みが各地で始まっており、こうした取り組みを通じ、「地域共生社会づくり」を進めていくことが今後求められています。

### (3) 県の主な動き

千葉県においては、平成 27 年に「第三次千葉県地域福祉支援計画」を策定するとともに、平成 31 年 3 月には、第三次計画の中間見直しが行われ、生活困窮者の支援等、共通して取り組むべき事項等を掲げ、「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築を目指しています。

また、市町村の役割として、次の 3 項目が挙げられています。

#### 【県の計画で示された市町村の役割】

- 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じた包括的な支援体制の整備

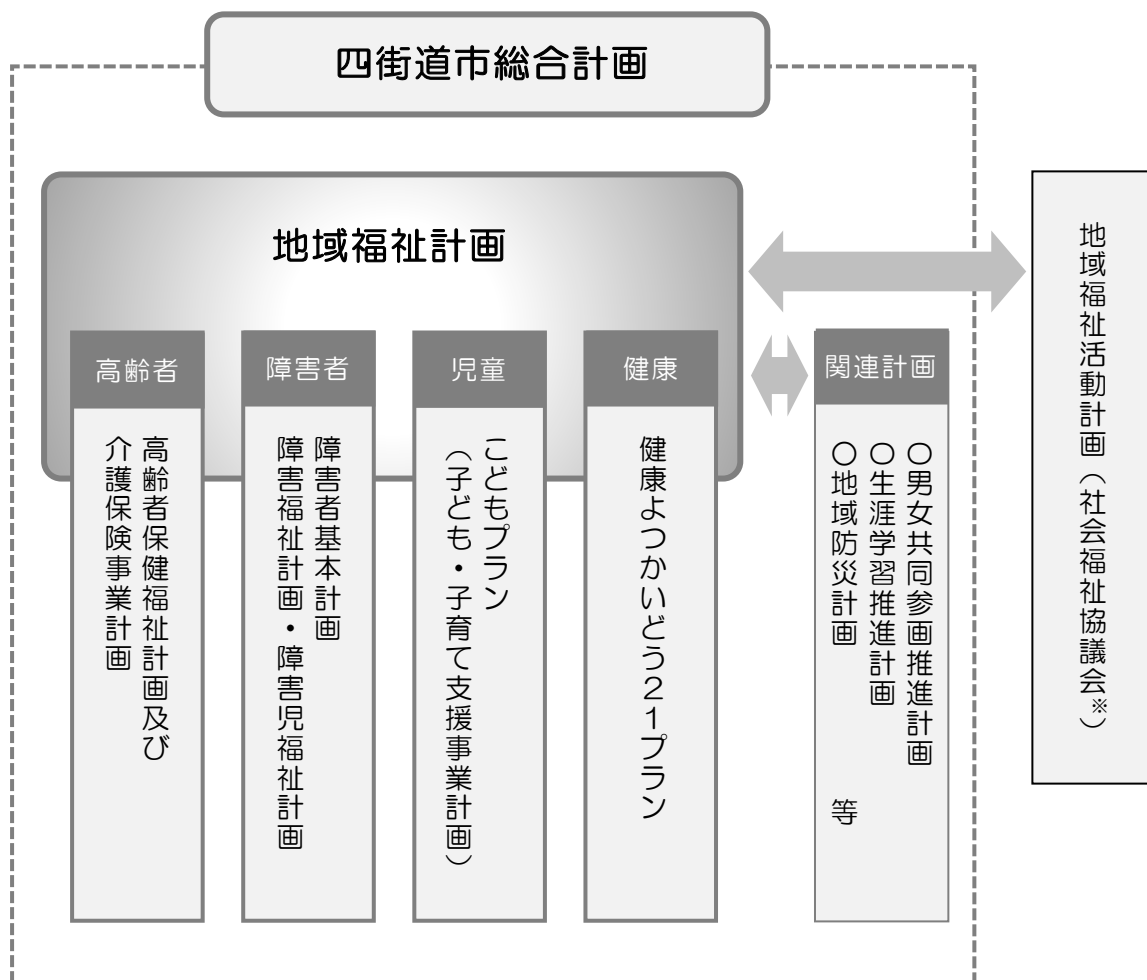
## 2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく、市町村地域福祉計画として策定したものです。

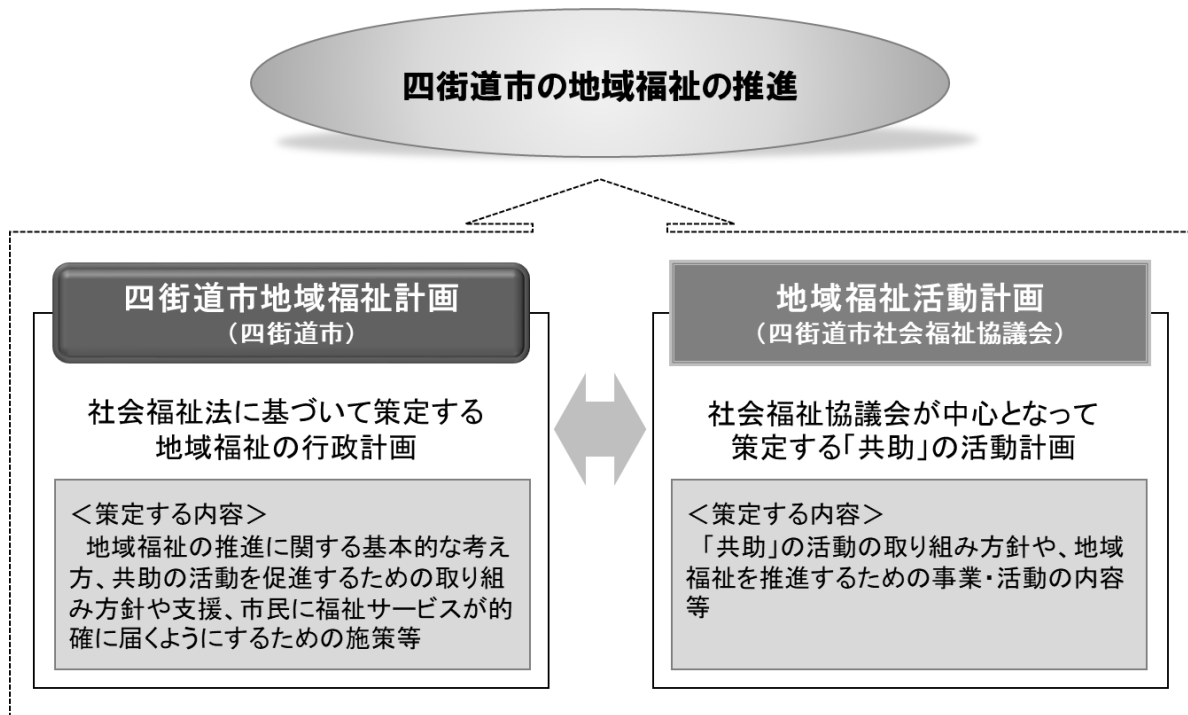
また、地域福祉計画は、平成 30 年に施行された社会福祉法の改正により、福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけられました。

これにより、本計画は、福祉関連計画の上位計画として、本市の最上位計画である「四街道市総合計画」や福祉に関連する高齢者、障害者、児童、健康増進等の各個別計画との整合性や連携を図った計画とします。

さらに、市民主体の具体的な取り組みを定めた、「地域福祉活動計画」と相互に連携し、地域福祉の充実を図ることを目的とします。



【地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係】



【社会福祉法（抜粋）】

(地域福祉の推進)

- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。
- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

なお、国や千葉県、本市の総合計画や関連計画の動向、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総合計画 基本構想	(平成26年度～令和5年度)				
基本計画	後期 (令和元年度～令和5年度)				
地域福祉計画	第3次 (令和3年度～令和7年度)				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第6次 (令和4年度～令和7年度)				
高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	第8期 (令和3年度～令和5年度)		第9期 (令和6年度～令和8年度)		
障害者基本計画	第4次 (平成28年度～令和7年度)				
障害福祉計画	第6期 (令和3年度～令和5年度)		第7期 (令和6年度～令和8年度)		
障害児福祉計画	第2期 (令和3年度～令和5年度)		第3期 (令和6年度～令和8年度)		
こどもプラン (子ども・子育て支援事業計画)	第2期 (令和2年度～令和6年度)			第3期 (令和7年度～令和11年度)	
健康よつかいどう21プラン	第2次 (平成30年度～令和9年度)				

※地域福祉活動計画は、第6次計画を令和3年度に策定する予定です。

## 第2章

# 四街道市の地域福祉を取り巻く状況

## 1. 統計データからみる四街道市の状況

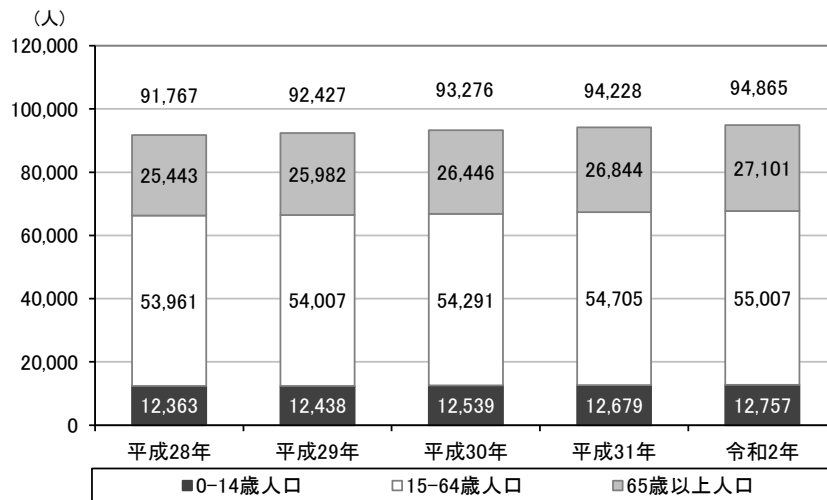
### (1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

総人口の推移をみると、増加傾向がみられ、令和2年には94,865人となっています。

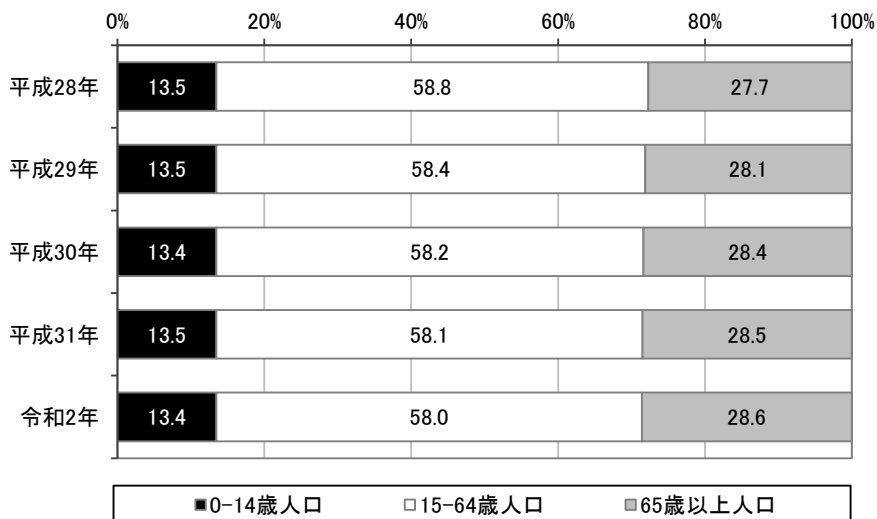
また、年齢3区分別人口の推移をみると、いずれも増加傾向がみられ、令和2年には0-14歳の年少人口が12,757人、15-64歳の生産年齢人口が55,007人、65歳以上の老年人口が27,101人となっています。

一方、年齢階層別人口構成比で65歳以上の高齢化率の推移をみると、増加傾向がみられ、令和2年には28.6%となっています。

#### ■ 総人口と年齢3区分別人口の推移



#### ■ 年齢階層別人口構成比



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

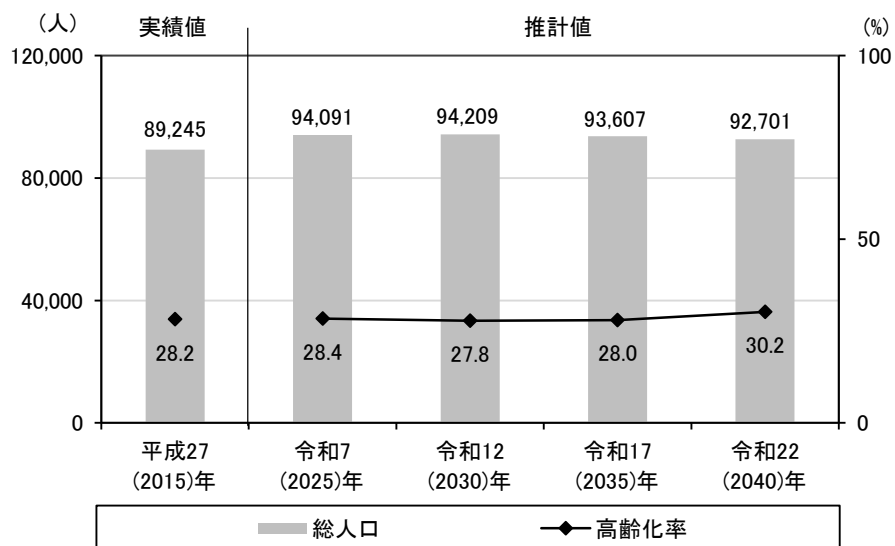
※構成比は、端数の四捨五入の関係により、合計が100.0%にならない場合があります。

## (2) 今後の総人口と高齢化率の推計

今後の総人口の推計をみると、令和 22 (2040) 年には 92,701 人となることが推測されます。

また、高齢化率の推計をみると、令和 22 (2040) 年には 30.2%となることが推測されます。

### ■ 総人口と高齢化率の推計



資料：平成 27(2015)年の実績値は国勢調査  
令和 7(2025)年以降は、国勢調査を基にした四街道市人口ビジョン(令和 2 年改訂版)

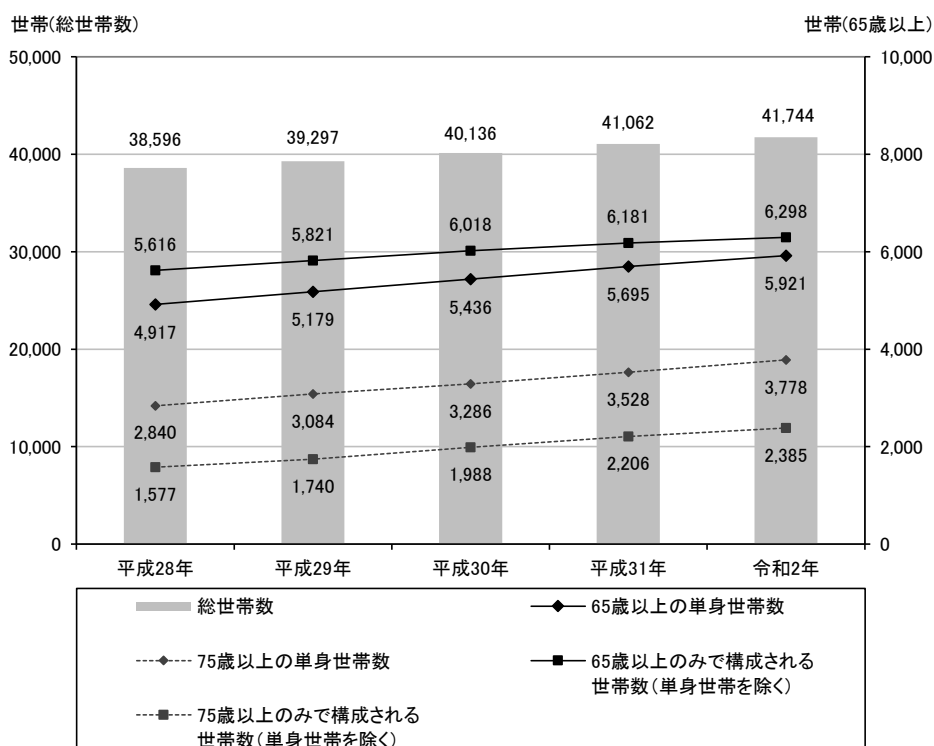


### (3) 総世帯数と高齢者のみ世帯の推移

総世帯数の推移をみると、増加傾向がみられ、令和2年には41,744世帯となっています。

また、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の推移をみると、いずれも増加傾向がみられ、令和2年には65歳以上の単身世帯数が5,921世帯で、単身世帯を除く65歳以上のみで構成される世帯数(6,298世帯)を合わせた“高齢者のみ世帯”は12,219世帯となっています。

#### ■ 総世帯数と高齢者のみ世帯の推移

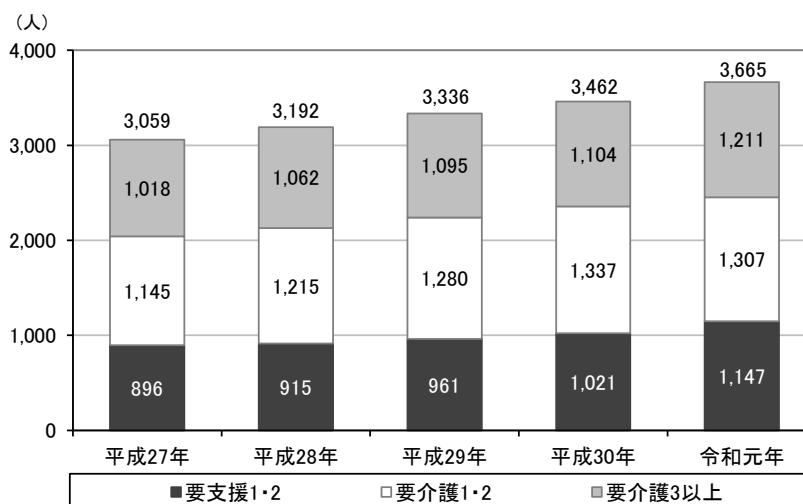


資料：社会福祉課（各年4月1日）

#### (4) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、増加傾向がみられ、令和元年には 3,665 人となっています。

##### ■ 要支援・要介護認定者数の推移

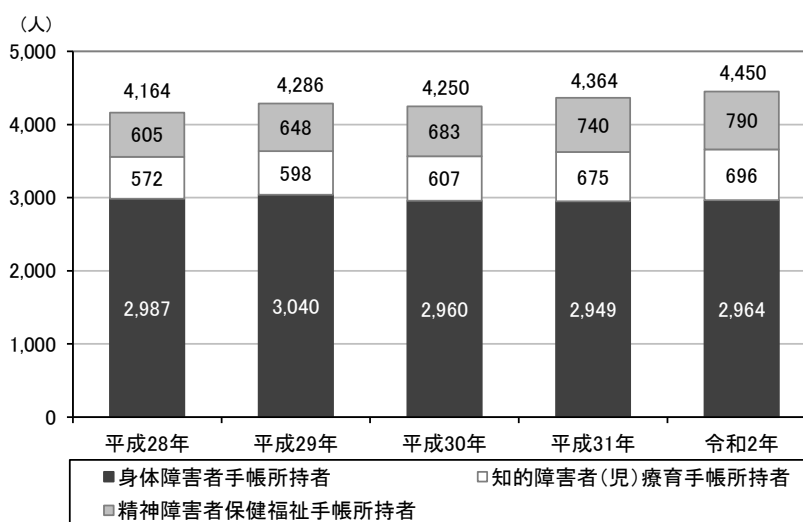


資料：介護保険事業状況報告（各年9月30日）

#### (5) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、全体の手帳所持者数では、増加傾向がみられ、令和2年には 4,450 人となっています。

##### ■ 障害者手帳所持者数の推移



資料：障害者支援課（各年3月31日）

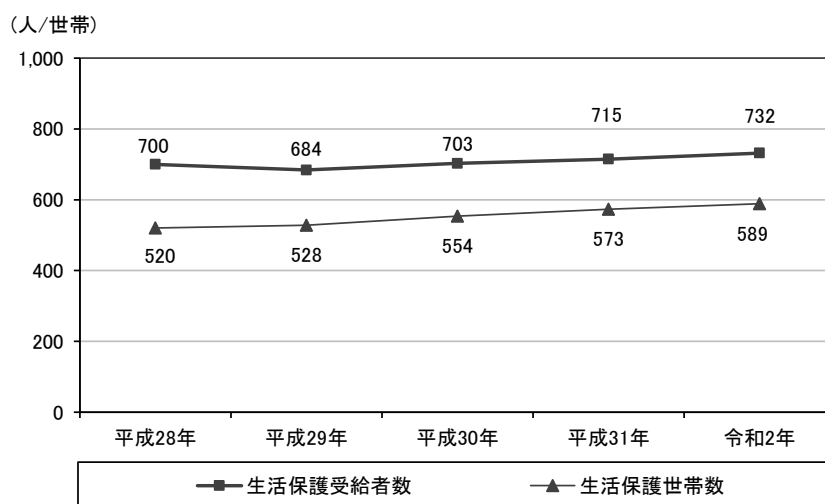


## (6) 生活保護世帯数等の推移

生活保護世帯数の推移をみると、増加傾向がみられ、令和2年には589世帯となっています。

また、生活保護受給者数の推移をみると、平成30年以降増加傾向がみられ、令和2年には732人となっています。

### ■生活保護世帯数と生活保護受給者数の推移

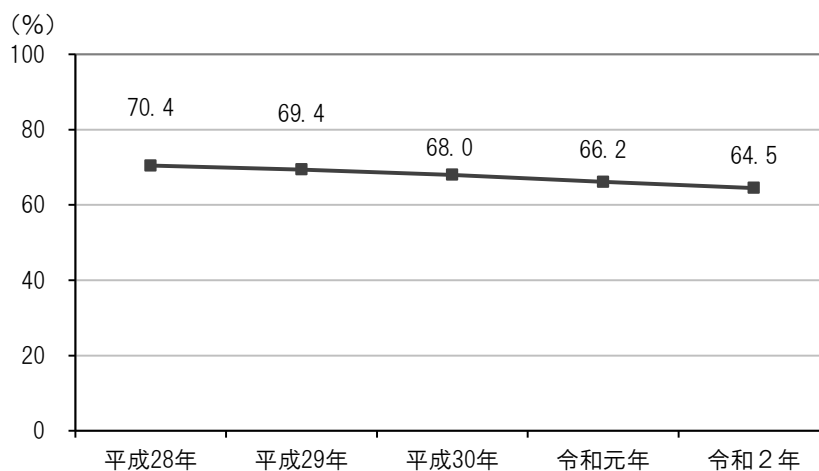


資料：社会福祉課（各年3月31日）

## (7) 区・自治会加入率の推移

区・自治会加入率の推移をみると、減少傾向がみられ、令和2年には64.5%となっています。

### ■区・自治会加入率の推移



資料：自治振興課（各年10月1日）

## 2. アンケート調査等からみる地域福祉の状況

### (1) 調査の概要

本計画を策定するにあたっての基礎資料とするため、市民及び団体アンケート調査とともに、本市の地域福祉の中核を担う団体を対象とした意見交換会を実施しました。

#### ① 市民アンケート調査

調査地域 : 四街道市全域  
調査対象 : 18歳以上の市内在住者(2,000名を無作為抽出)  
調査期間 : 令和2年6月8日～6月23日  
調査方法 : 郵送による発送・回収  
回収結果 : 1,202件(回収率60.1%)

#### ② 団体アンケート調査

調査対象 : 四街道市の地域福祉の中核を担う団体(30団体)  
調査期間 : 令和2年6月8日～6月23日  
調査方法 : 郵送による発送・回収  
回収結果 : 27件(回収率90.0%)

#### ③ 団体意見交換会

対象者 : 四街道市の地域福祉の中核を担う団体(21団体)  
開催場所 : 保健センター3階大会議室  
開催日時・参加人数 : 令和2年7月9日 13:30～15:00/15名  
令和2年7月13日 10:00～11:30/13名  
議題 : ①日常の活動(地域内、団体内)を通じて、課題や問題となっていることについて  
②①を解決するために障害となっていること、具体的な解決策について  
③その他の地域福祉の推進に関する意見・要望について

## (2) 市民・団体アンケート調査結果の概要

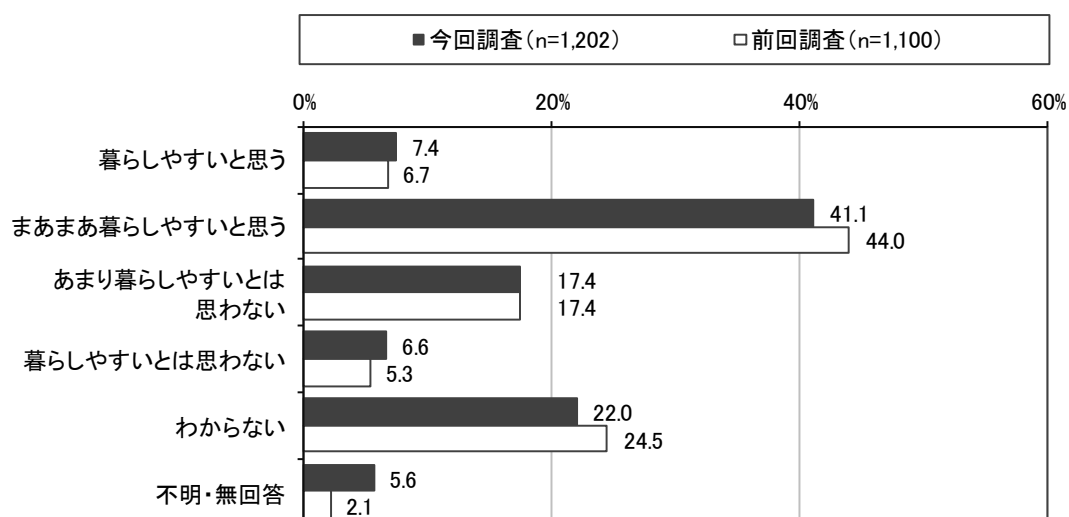
### ① 子どもや高齢者、障害者等にとっての、本市の暮らしやすさに関する考えについて

市民アンケートをみると、「まあまあ暮らしやすいと思う」が41.1%と最も多く、「暮らしやすいと思う」(7.4%)を合わせた“暮らしやすいと思う”は48.5%となっています。反対に、「あまり暮らしやすいとは思わない」(17.4%)と「暮らしやすいとは思わない」(6.6%)を合わせた“暮らしやすいとは思わない”は24.0%となっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同じ傾向となっています。

#### ■ 子どもや高齢者、障害者等にとっての、本市の暮らしやすさに関する考えについて

(市民/単数回答)

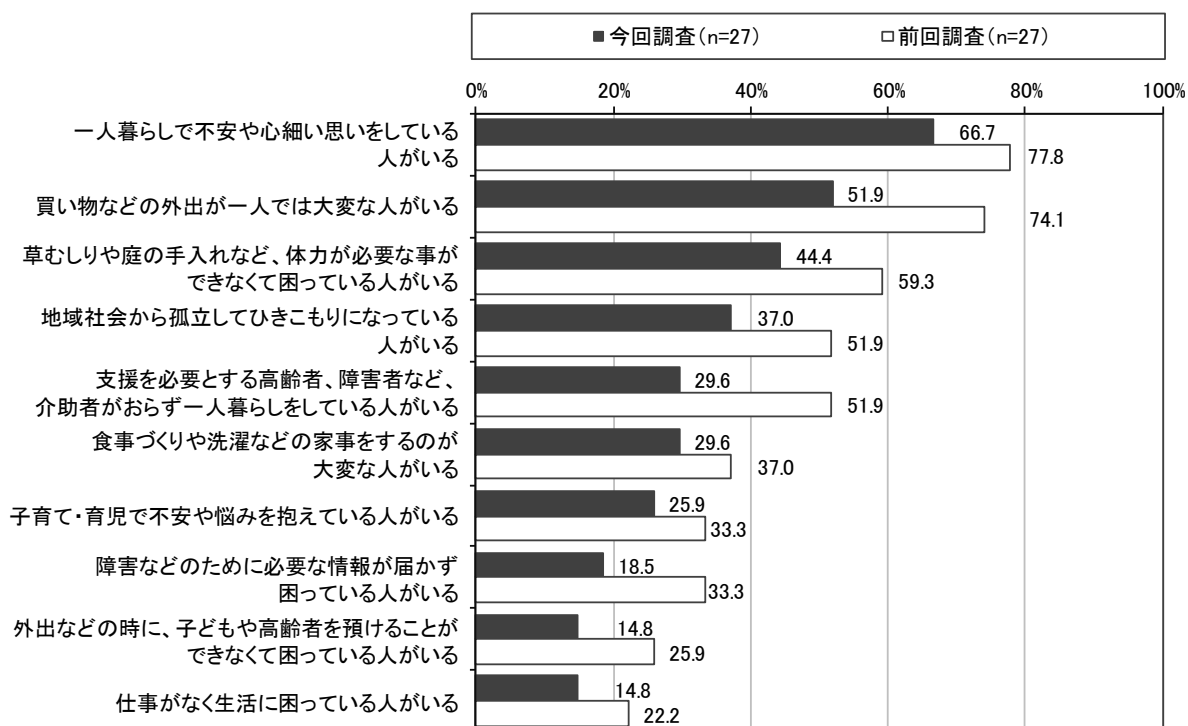


## ② 地域の人が日常生活で困っていることについて

団体アンケートをみると、「一人暮らしで不安や心細い思いをしている人がいる」が66.7%と最も多く、次いで「買い物などの外出が一人では大変な人がいる」が51.9%、「草むしりや庭の手入れなど、体力が必要な事ができなくて困っている人がいる」が44.4%となっています。

前回調査と比較すると、10ポイント以上前回より少ない項目が多くみられ、特に「支援を必要とする高齢者、障害者など、介助者がおらず一人暮らしをしている人がいる」と「買い物などの外出が一人では大変な人がいる」が20ポイント以上前回より少なくなっています。

■地域の人が日常生活で困っていることについて(団体上位10項目/複数回答)

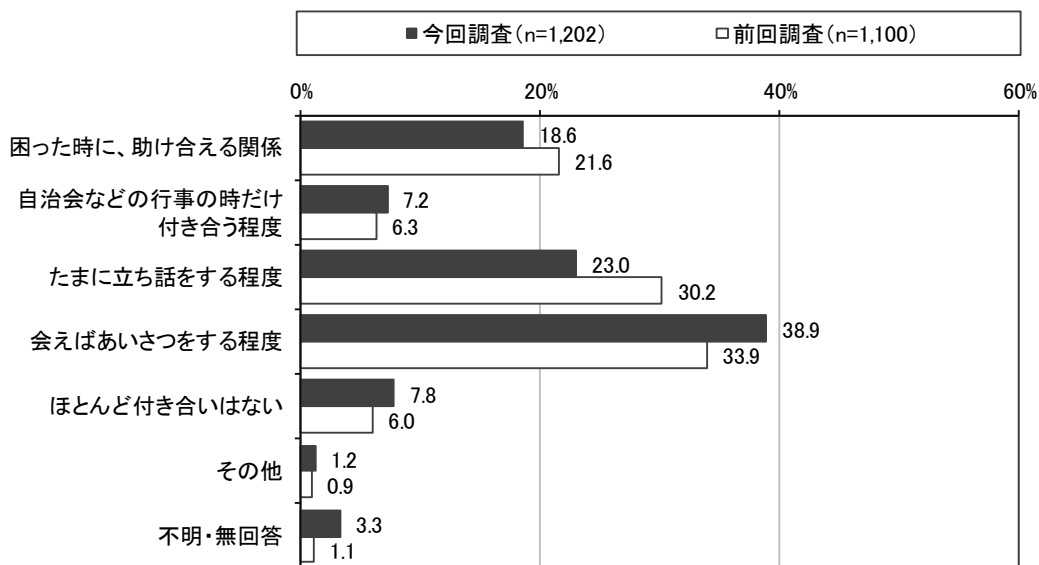


### ③ 近所付き合いについて

市民アンケートをみると、「会えばあいさつをする程度」が 38.9%と最も多く、次いで「たまに立ち話をする程度」が 23.0%となっています。

前回調査と比較すると、「会えばあいさつをする程度」が 5.0 ポイント前回より多く、「たまに立ち話をする程度」が 7.2 ポイント前回より少なくなっています。

■近所付き合いについて(市民/単数回答)

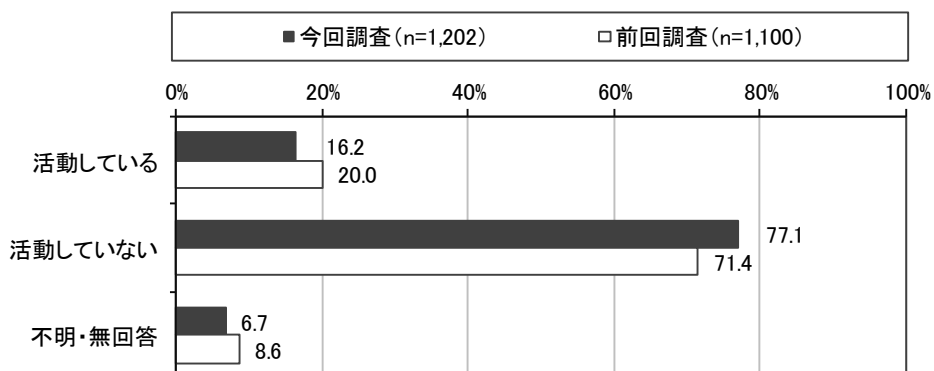


### ④ 地域での活動状況について

市民アンケートをみると、「活動している」が 16.2%、「活動していない」が 77.1%となっています。

前回調査と比較すると、「活動していない」が 5.7 ポイント前回より多くなっています。

■地域での活動状況について(市民/単数回答)



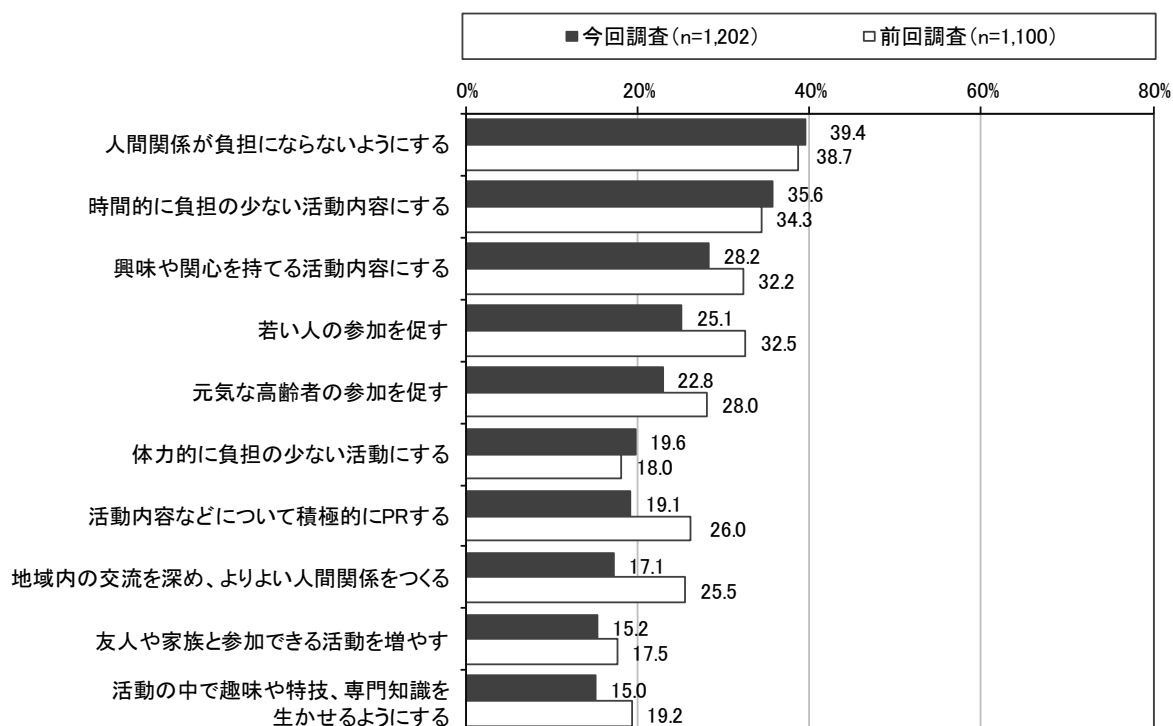
## ⑤ 地域での活動が活性化するために必要なことについて

市民アンケートをみると、「人間関係が負担にならないようにする」が 39.4%と最も多く、次いで「時間的に負担の少ない活動内容にする」が 35.6%となっています。

前回調査と比較すると、「地域内の交流を深め、よりよい人間関係をつくる」が 8.4 ポイント、「若い人の参加を促す」が 7.4 ポイント、「活動内容などについて積極的にPRする」が 6.9 ポイント、「元気な高齢者の参加を促す」が 5.2 ポイント前回より少なくなっています。

### ■ 地域での活動が活性化するために必要なことについて

(市民上位 10 項目／複数回答／主なもの5つまで)

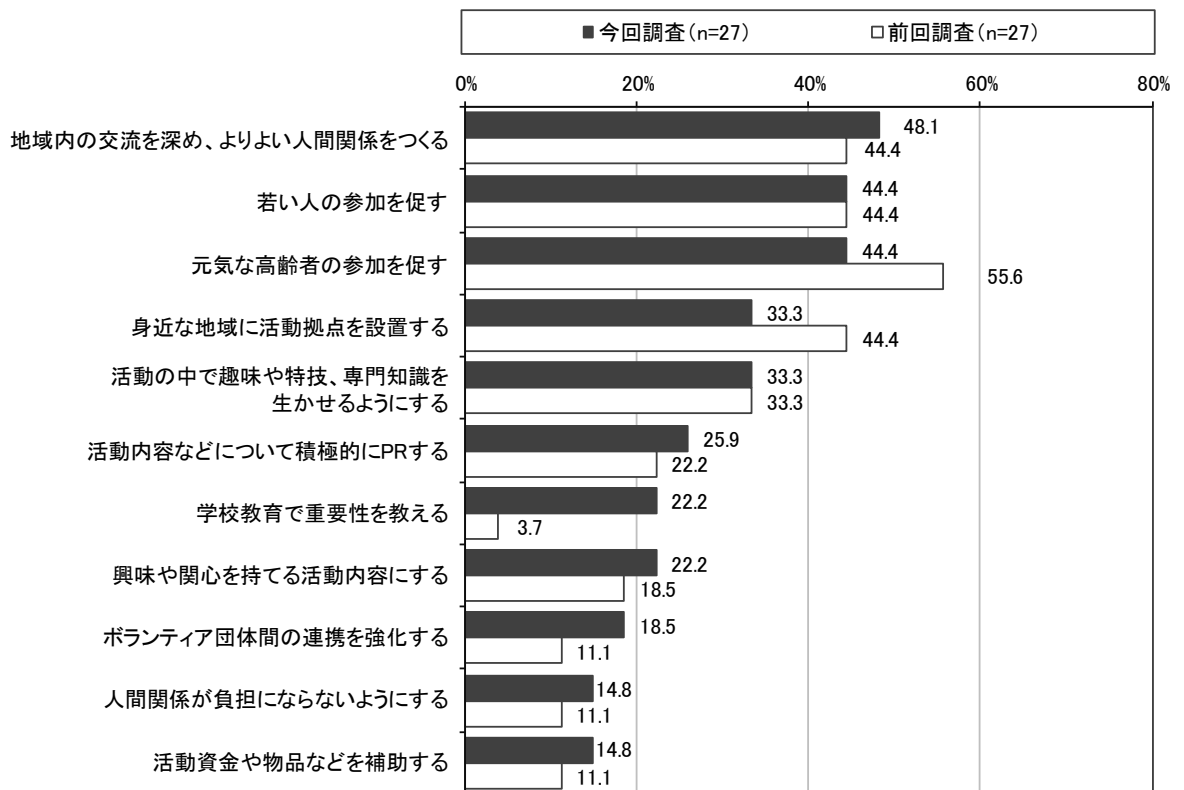


団体アンケートをみると、「地域内の交流を深め、よりよい人間関係をつくる」が48.1%と最も多く、次いで「若い人の参加を促す」と「元気な高齢者の参加を促す」がともに44.4%となっています。

前回調査と比較すると、「学校教育で重要性を教える」が18.5ポイント前回より多く、反対に「元気な高齢者の参加を促す」が11.2ポイント、「身近な地域に活動拠点を設置する」が11.1ポイント前回より少なくなっています。

■ 地域での活動が活性化するために必要なことについて

(団体上位10位・11項目／複数回答／主なもの5つまで)

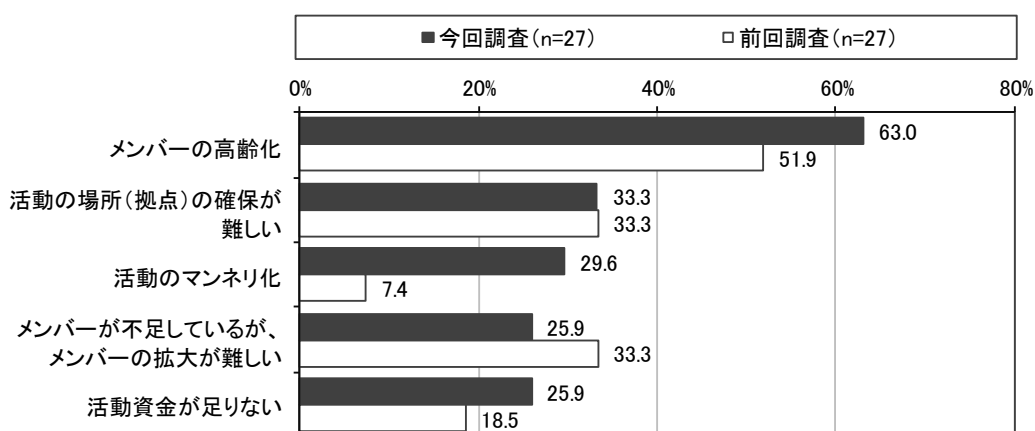


## ⑥ 団体が活動を行う上で困っていることについて

団体アンケートをみると、「メンバーの高齢化」が63.0%と最も多く、次いで「活動の場所（拠点）の確保が難しい」が33.3%、「活動のマンネリ化」が29.6%となっています。

前回調査と比較すると、「活動のマンネリ化」が22.2ポイント、「メンバーの高齢化」が11.1ポイント、「活動資金が足りない」が7.4ポイント前回より多く、反対に「メンバーが不足しているが、メンバーの拡大が難しい」が7.4ポイント前回より少なくなっています。

■ 団体が活動を行う上で困っていること(団体上位5項目／複数回答)

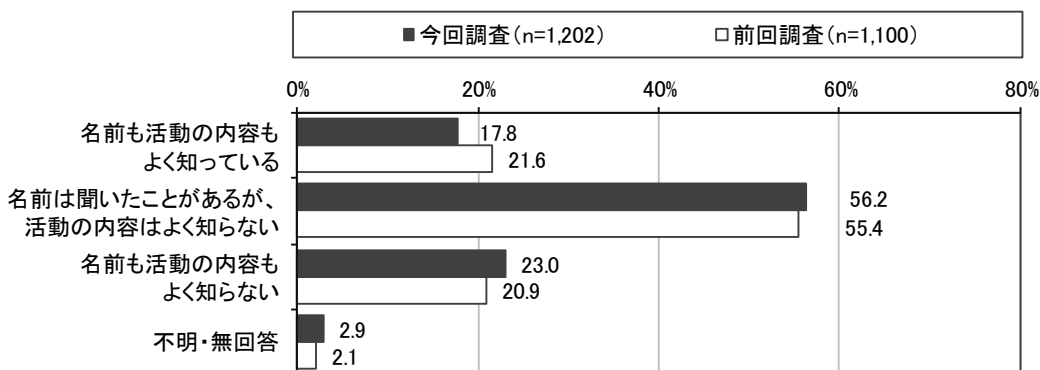


## ⑦ 社会福祉協議会の認知状況について

市民アンケートをみると、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が56.2%と最も多く、次いで「名前も活動の内容もよく知らない」が23.0%となっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同じ傾向となっています。

■ 社会福祉協議会の認知状況について(市民／単数回答)



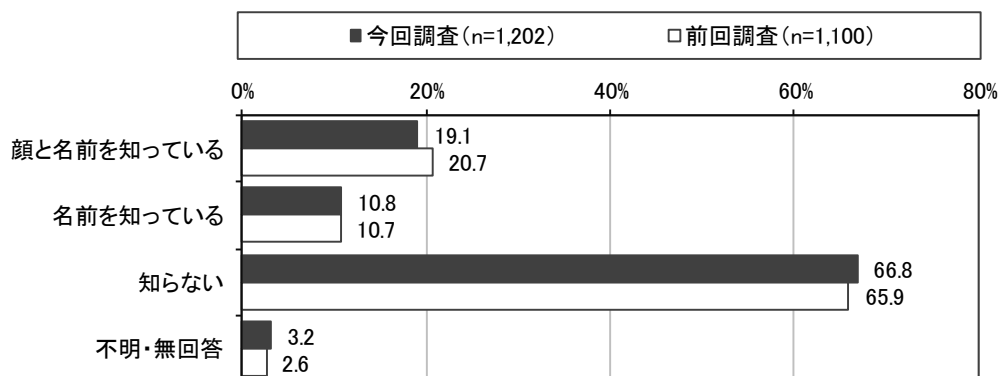


## ⑧ 地区の担当民生委員・児童委員※の認知状況について

市民アンケートをみると、「知らない」が66.8%と最も多く、次いで「顔と名前を知っている」が19.1%となっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同じ傾向となっています。

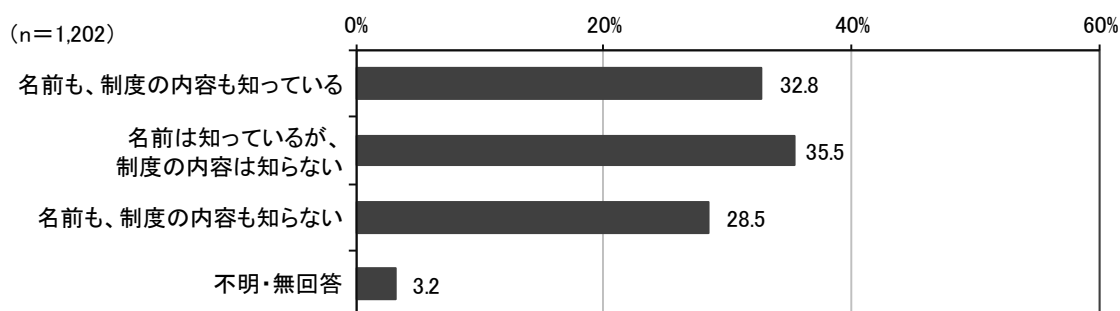
### ■地区の担当民生委員・児童委員の認知状況について(市民/単数回答)



## ⑨ 成年後見制度の認知状況について

市民アンケートをみると、「名前は知っているが、制度の内容は知らない」が35.5%と最も多く、次いで「名前も、制度の内容も知っている」が32.8%、「名前も、制度の内容も知らない」が28.5%となっています。

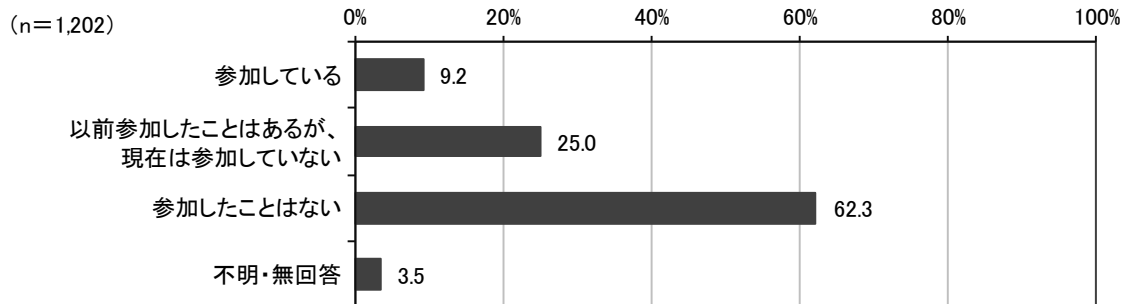
### ■成年後見制度の認知状況について(市民/単数回答)



## ⑩ 地域の防災訓練の参加状況について

市民アンケートをみると、「参加したことはない」が 62.3%と最も多く、次いで「以前参加したことはあるが、現在は参加していない」が 25.0%、「参加している」が 9.2%となっています。

### ■地域の防災訓練の参加状況について(市民/単数回答)

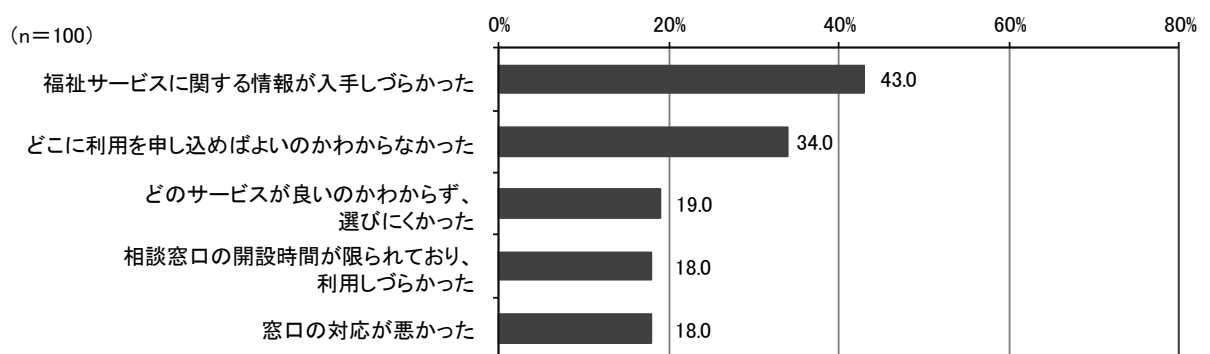


## ⑪ 福祉サービスの利用に際し、不都合や不満に思ったことについて

市民アンケートをみると、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」が 43.0%と最も多く、次いで「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」が 34.0%となっています。

### ■福祉サービスの利用に際し、不都合や不満に思ったことについて

(不都合や不満を感じたことがある人/市民上位 5 項目/複数回答)



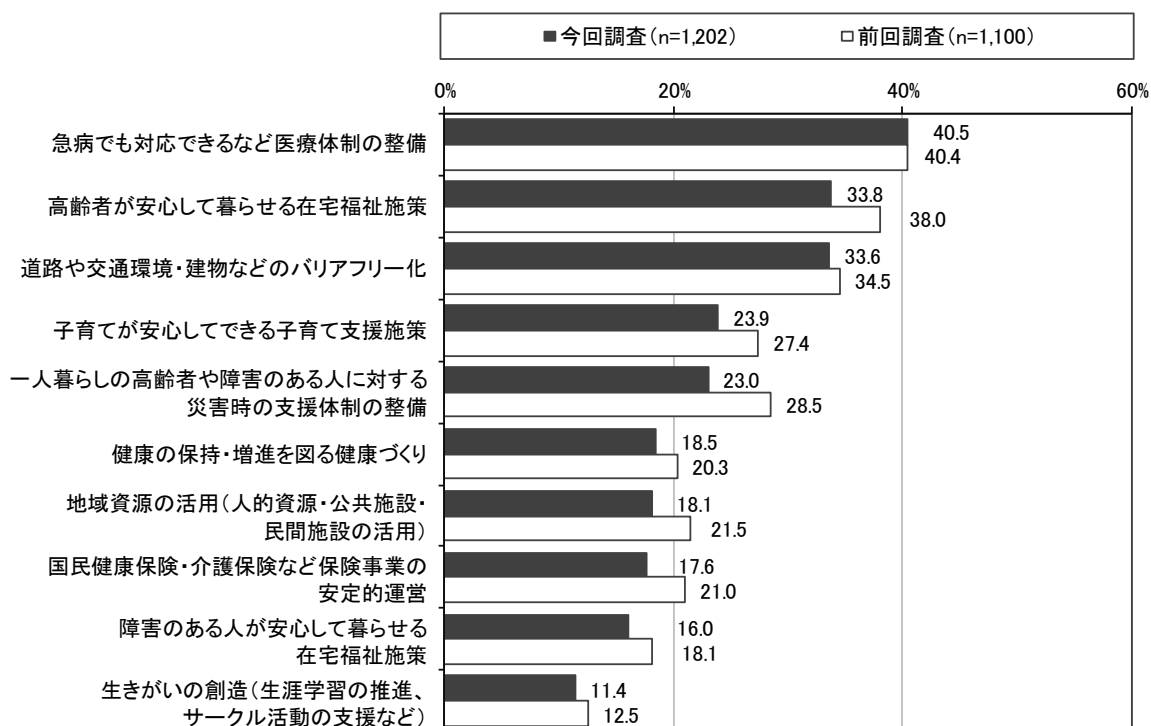
## ⑫ 市として、今後力を入れる福祉関連分野について

市民アンケートをみると、「急病でも対応できるなど医療体制の整備」が40.5%と最も多く、次いで「高齢者が安心して暮らせる在宅福祉施策」が33.8%、「道路や交通環境・建物などのバリアフリー化」が33.6%となっています。

前回調査と比較すると、「一人暮らしの高齢者や障害のある人に対する災害時の支援体制の整備」が5.5ポイント、前回より少なくなっています。

### ■市として、今後力を入れる福祉関連分野について

(市民上位10項目／複数回答／主なもの5つまで)



### (3) 団体意見交換会の主な意見

---

#### ■団体活動の担い手について

○メンバーの高齢化とともに、メンバーが固定化し、欠員になっても補充ができないことが問題として挙げられています。

---

#### ■団体間の協力・連携について

○様々な団体と連携し、各団体の特色を十分発揮することができるネットワークづくりが課題として挙げられています。

---

#### ■地域で困っている人について

○地域に困っている人が、どれくらいいるのかがつかみづらいという声が挙げられています。

---

#### ■市民の地域活動への参加について

○活動の参加者が固定化していることが問題として挙げられています。

---

#### ■災害時の対応について

○災害の発生時に、支援が必要な人に対して、どのように対応（支援）すればよいかの体制づくりが必要という声が挙げられています。

---

#### ■移動支援について

○買い物等が不慣れた人をはじめ、高齢者や障害者等の移動手段がないことが問題として挙げられています。

---

#### ■相談体制について

○子どもの相談等において、包括的に相談を受け付けている場所を1カ所（ワンストップ）に定めてもらえると助かるという声が挙げられています。

---

#### ■活動拠点について

○団体の活動の場がない点を、どう打破していったらよいかわからないという声が挙げられています。

### 3. 第2次地域福祉計画の事業評価

本市では、「第2次地域福祉計画」に掲載されている「公助」の項目に該当する個別事業の実施状況について庁内調査による事業評価を行い、以下のような結果となりました。

※下記の事業評価の事業数は、取り組みに係る課ごとに行っているため、「延べ事業数」となります。

#### (1)「基本目標1 身近な地域での助け合いの関係づくり」について

全該当事務事業数は30事業で、事業評価としては、「十分に取り組むことができた」が1事業、「概ね取り組むことができた」が29事業となっています。

＜実施評価＞ ◎ 十分に取り組むことができた      ○ 概ね取り組むことができた（標準）  
 △ あまり取り組むことができなかった      × ほとんど取り組むことができなかった

施策	該当事務事業数 (延べ)	実施評価別事業数（延べ）			
		◎	○	△	×
1-1 一人ひとりの顔が分かる 地域のつながりづくり	9	0	9	0	0
1-2 気軽に立ち寄れる場所の確保	12	1	11	0	0
1-3 地域課題解決活動への啓発	9	0	9	0	0
合計	30	1	29	0	0

#### (2)「基本目標2 新たな担い手の育成と活動のネットワーク化」について

全該当事務事業数は10事業で、事業評価としては、いずれも「概ね取り組むことができた」となっています。

＜実施評価＞ ◎ 十分に取り組むことができた      ○ 概ね取り組むことができた（標準）  
 △ あまり取り組むことができなかった      × ほとんど取り組むことができなかった

施策	該当事務事業数 (延べ)	実施評価別事業数（延べ）			
		◎	○	△	×
2-1 新たな担い手の発掘と育成	4	0	4	0	0
2-2 地域福祉活動のネットワーク化	6	0	6	0	0
合計	10	0	10	0	0

### (3)「基本目標3 安全・安心で快適な生活環境づくり」について

全該当事務事業数は35事業で、事業評価としては、「十分に取り組むことができた」が1事業、「概ね取り組むことができた」が33事業、「あまり取り組むことができなかった」が1事業となっています。

＜実施評価＞ ◎ 十分に取り組むことができた                      ○ 概ね取り組むことができた（標準）  
 △ あまり取り組むことができなかった    × ほとんど取り組むことができなかった

施策	該当事務事業数 (延べ)	実施評価別事業数（延べ）			
		◎	○	△	×
3-1 防災や防犯の仕組みづくり	17	0	17	0	0
3-2 快適な生活環境を支える 仕組みづくり	18	1	16	1	0
合 計	35	1	33	1	0

### (4)「基本目標4 いきいきできる社会参加の機会づくり」について

全該当事務事業数は27事業で、事業評価としては、「十分に取り組むことができた」が1事業、「概ね取り組むことができた」が26事業となっています。

＜実施評価＞ ◎ 十分に取り組むことができた                      ○ 概ね取り組むことができた（標準）  
 △ あまり取り組むことができなかった    × ほとんど取り組むことができなかった

施策	該当事務事業数 (延べ)	実施評価別事業数（延べ）			
		◎	○	△	×
4-1 社会参加機会の整備	18	1	17	0	0
4-2 市民の学習機会の充実	9	0	9	0	0
合 計	27	1	26	0	0

### (5)「基本目標5 福祉サービスの充実と質の向上」について

全該当事務事業数は33事業で、事業評価としては、「十分に取り組むことができた」が2事業、「概ね取り組むことができた」が30事業、「ほとんど取り組むことができなかった」が1事業となっています。

＜実施評価＞ ◎ 十分に取り組むことができた      ○ 概ね取り組むことができた（標準）  
 △ あまり取り組むことができなかった      × ほとんど取り組むことができなかった

施策	該当事務事業数 (延べ)	実施評価別事業数（延べ）			
		◎	○	△	×
5-1 情報提供・相談体制の充実	13	1	12	0	0
5-2 サービスの質の向上	20	1	18	0	1
合 計	33	2	30	0	1

### (6)「基本目標6 地域福祉関連団体と地域の協働の促進」について

全該当事務事業数は13事業で、事業評価としては、いずれも「概ね取り組むことができた」となっています。

＜実施評価＞ ◎ 十分に取り組むことができた      ○ 概ね取り組むことができた（標準）  
 △ あまり取り組むことができなかった      × ほとんど取り組むことができなかった

施策	該当事務事業数 (延べ)	実施評価別事業数（延べ）			
		◎	○	△	×
6-1 認知度の向上と連携の促進	13	0	13	0	0
合 計	13	0	13	0	0

## 4. 計画策定にあたっての課題

国の動向をはじめ、本市における市民アンケート調査結果、第2次計画の事業評価等を踏まえて整理すると、次のような課題が挙げられます。

### 視点 1 地域における支援のあり方について

○国においては、地域共生社会の実現に向け、制度の狭間の課題（これまでの制度で対象とならなかった課題）への対応のあり方をはじめ、「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境整備や地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制整備等が重要とされています。

○調査結果をみると、地域の人が日常生活で困っていることについて、「一人暮らしで不安や心細い思いをしている人がいる」（団体 66.7%）をはじめ、「草むしりや庭の手入れなど、体力が必要な事ができなくて困っている人がいる」（団体 44.4%）等、多くの困っている人がいる状況が伺えます。  
また、団体意見交換会において、地域に困っている人が、どれくらいいるのかがつかみづらいという声が挙げられています。

○社会福祉協議会や地区社会福祉協議会※、民生委員・児童委員、区・自治会等が連携し、支援が必要な人に対する地域における包括的な支援体制づくりが求められています。



地域における支援ネットワークづくりの推進



## 視点 2 相談に関することについて

○国においては、複合化・複雑化した課題や狭間のニーズ等、既存の相談窓口では対応困難な課題に対し、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築が重要とされています。

○調査結果をみると、福祉サービスの利用に際し、不都合や不満を感じたことがある人のうち、不都合や不満に思ったことについて、「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」（市民 34.0%）や「どのサービスが良いのかわからず、選びにくかった」（市民 19.0%）、「相談窓口の開設時間が限られており、利用しづらかった」（市民 18.0%）が上位になっていることから、相談支援の充実が必要とされています。

また、団体意見交換会において、子どもの相談等において、包括的に相談を受け付けている場所を1カ所（ワンストップ）に定めてもらえると助かるという声が挙げられています。




### 包括的な相談支援を含めた、相談体制の充実

## 視点 3 市民が交流や活動する場について

○国においては、地域共生社会の実現に向け、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備が重要とされています。

○調査結果をみると、地域での活動が活性化するために必要なことについて、「身近な地域に活動拠点を設置する」（団体 33.3%）が上位になっているとともに、市として今後力を入れる福祉関連分野について、「地域資源の活用（人的資源・公共施設・民間施設の活用）」（市民 18.1%）が上位になっています。また、団体意見交換会において、団体の活動の場がない点を、どう打破していったらよいかかわからないという声が挙げられていることから、市民が交流する拠点整備が求められています。



### 市民同士が交流できる場づくりの推進

## 視点 4 市民の社会福祉活動等への参加について

○国においては、地域共生社会の実現に向け、地域住民、ボランティア団体、NPO\*等の社会福祉活動への支援とともに、社会的に孤立した人等に対する社会とのつながりが重要とされています。

○調査結果をみると、地域での活動状況について、「活動していない」（市民 77.1%）が8割弱となっているとともに、団体が地域での活動が活性化するために必要なことについて、「若い人の参加を促す」（団体 44.4%）と「元気な高齢者の参加を促す」（団体 44.4%）が上位になっています。

また、団体意見交換会において、様々な団体と連携し、各団体の特色を十分発揮することができるネットワークづくりとともに、活動の参加者が固定化していることが課題として挙げられています。

### 市民への参加促進等による市民活動の活性化と孤立化防止

## 視点 5 成年後見制度について

○国においては、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行される等、「中核機関の設置」や「地域連携ネットワークの段階的整備」をはじめ、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人に対する分野横断的な支援体制づくり等が求められています。

○調査結果をみると、成年後見制度の認知状況について、「名前は知っているが、制度の内容は知らない」（市民 35.5%）が最も多く、「名前も、制度の内容も知らない」（市民 28.5%）を加えると、“制度の内容を知らない割合”は6割強となっていることから、制度の周知強化が必要と考えられます。

○本市の取り組みにおいては、成年後見制度の周知等について、複雑な制度の周知方法とともに、制度の手続き方法に関する支援のあり方が課題となっています。

### 成年後見制度の利用促進

## 第3章 目指すべき地域福祉の姿

### 1. 基本理念

本市では、これまでの第2次計画において、基本理念を「みんなで助け合い・支え合い、安心して、いきいき暮らせるまち 四街道」とし、全ての人々が、身近な地域の中で、助け合い・支え合えるまちづくりを推進してきました。

また、本市におけるまちづくり指針となる総合計画の後期基本計画では、地域福祉を含む福祉分野の基本目標として「だれもが健康でいきいき暮らせるまち」が掲げられています。

これらの理念は、制度・分野ごとの「縦割り」や固定した「支え手側・受け手側」という役割分担を超え、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、共に支え合う地域を創っていくことを目指した地域共生社会の趣旨に沿うものです。

第3次計画では、本市のまちづくり指針を基本に、第2次計画の取り組みをさらに充実、発展させるため、その基本理念を継承し、市民一人ひとりが助け合い・支え合えるつながりを大切に、安心して生活環境の中で、いきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

**みんなで助け合い・支え合い、  
安心して、いきいき暮らせるまち  
四街道**



## 2. 基本方針

本計画では、基本理念の実現に向けて、第2次計画の主旨を引き継いだ3つの基本方針を定め、地域福祉の推進に取り組みます。

### 基本方針1

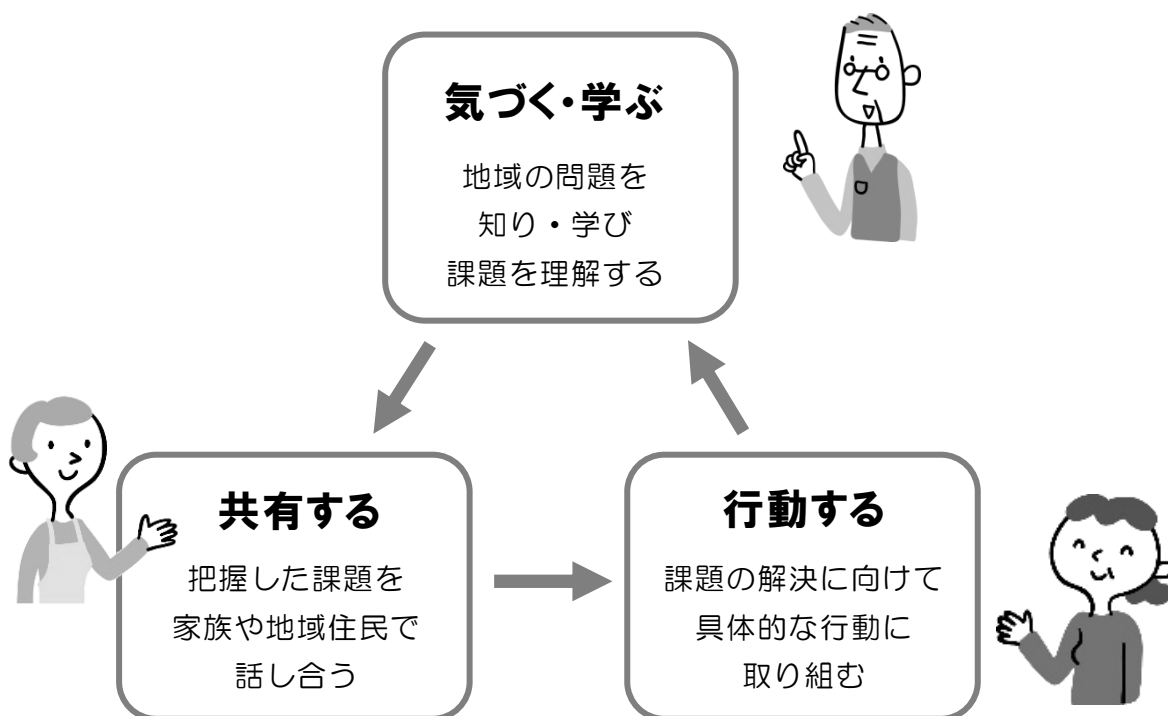
## 市民主役の地域づくりの推進

地域福祉の推進にあたっては、市民が主役であり、市民自らが地域にある福祉課題に「気づき・共有し・解決策を考える」という姿勢を持つことが大切です。また、自らが助けを求める力を身につけることも大切です。

まずは近隣の様子に関心を持ちましょう。お近くに一人暮らしの高齢者や障害者、子育て家族等で、日常生活の中で、孤立している人や困っている人はいませんか。

地域の問題や生活の課題は、特定の人だけの問題ではなく誰にでも起こる可能性があります。「他人事」になりがちな地域づくりを、市民自らが「我が事」として、一人ひとりを支える担い手として地域の課題に取り組み、温かく見守り、支える存在となることを目指します。

市も、市民の皆さんとともに、地域の課題解決に取り組んでいきます。



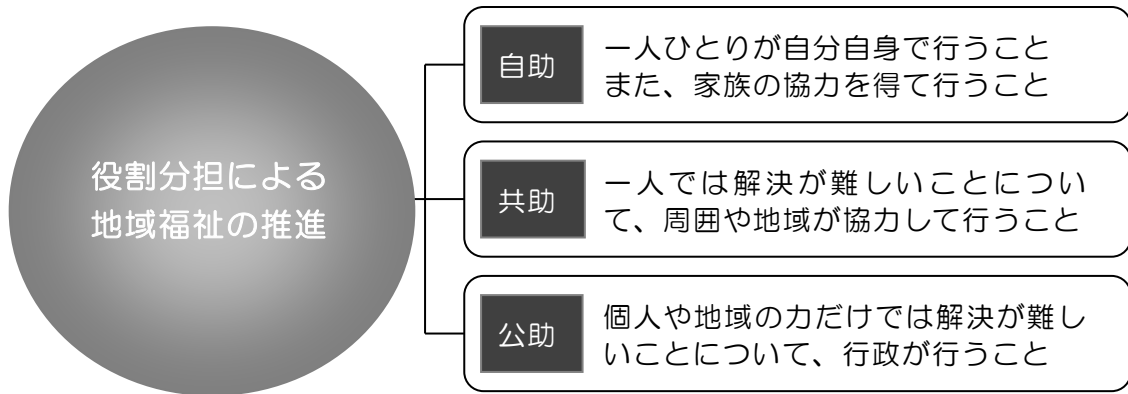
## 基本方針 2

# 「自助」・「共助」・「公助」の連携

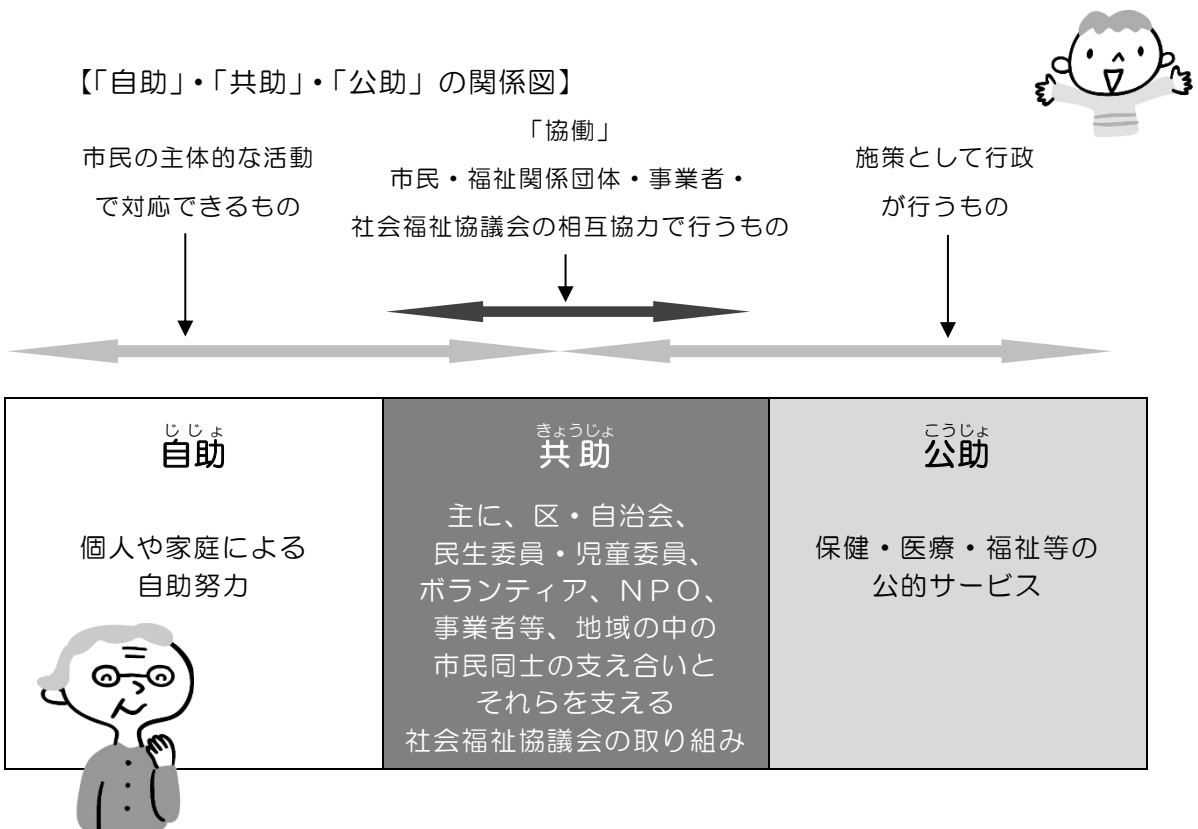
地域福祉の推進は、市民・福祉関係団体・事業者・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割の中で、「地域ぐるみの福祉」を推進することが重要になります。

本計画では、それぞれの立場で努力し実現していく役割について、「自助」、「共助」、「公助」の3つに区分し、それぞれが連携して、助け合い・支え合いのある地域づくりを進めていきます。

【本計画中の「自助」・「共助」・「公助」の考え方】



【「自助」・「共助」・「公助」の関係図】



### 基本方針3

## こころの通い合いによる地域共生社会づくり

本市の地域福祉は、相手を思いやる気持ちや、こころの通い合いを大切に、地域共生社会づくりを進めていきます。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や、これまでの固定した「支え手側・受け手側」という役割分担を超え、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、共に支え合う地域を創っていく社会のことです。

近年、「世帯の複合的な課題」や「制度の狭間（これまでの制度で対象とならなかった課題）」をはじめ、これまでの制度の枠組みでは対応が困難だった生活課題に対応していこうという取り組みが各地で始まっており、こうした取り組みを通じ、「地域共生社会づくり」を進めていくことが今後求められています。

そのために、本計画では、全ての地域の人たちが思いやる心を持って社会に参加し、行政や民間事業者、社会福祉施設等と力を合わせて、住み慣れた地域の中で互いに助け合い、支え合いながら、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。



#### できるようになること

● 地域住民が課題を抱えた人や世帯に、「安心して気づく」ことができる

● 世帯の複合課題や制度の対象とならない課題も含めて、適切な関係機関につなぎ、連携しながら解決することができる

● 課題の早期発見により、深刻化する前に解決することができる

● 地域住民と協働して、新たな社会資源を作り出すことができる

● 本人も支える側（担い手）になり、生活の張りや生きがいを見つけることができる

※厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料より

## 計画推進の視点

本計画では、3つの基本方針に加え、次の2つの視点をもって、地域福祉の推進に取り組めます。

### ■「心のバリアフリー」の推進

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方をもつ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

そのために、一人ひとりが具体的な行動を起こし継続できるよう、「ユニバーサルデザイン※2020 行動計画」（平成 29 年ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）では、次の3つのポイントを挙げており、本計画においても、地域福祉の推進に向けた基本視点とします。

- ①障害のある人への社会的障壁※を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル※」を理解すること。
- ②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件をもつ多様な他者とコミュニケーションをとる力を養い、全ての人々が抱える困難や痛みを想像し、共感する力を培うこと。

### ■「新しい生活様式※」に配慮した地域福祉活動の推進

令和2年に新型コロナウイルス感染症が流行した状況下で、市民の交流の場や講座・行事の開催、見守り活動等の様々な地域福祉活動の場面において、「新しい生活様式」に配慮した感染症予防対策や活動方法等を検討し、地域福祉活動が継続的に行えるよう取り組みます。

### 3. 基本目標

本計画では、目指すべき基本理念の実現に向け、第2次計画の趣旨を引き継いだ4つの基本目標を定め、取り組みを進めていきます。

#### 基本目標 1 市民同士の交流・つながりづくりと 社会参加の機会づくり

誰もが住み慣れた地域で、いきいきと暮らせるよう、地域における市民同士の交流・つながりづくりをはじめ、市民が気軽に立ち寄れる場所の確保や社会参加機会の整備、学習機会の充実に向けた取り組みを進めます。

#### 基本目標 2 必要な相談・情報・支援が得られる仕組みづくり

支援を必要とする人が適切なサービス利用につながるよう、多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備や情報提供の充実を進めるとともに、地域における支援ネットワークづくりに取り組みます。また、サービス利用者が安心して、適切に利用できるよう、事業者が提供するサービスの質の向上に向けた取り組みを進めます。

#### 基本目標 3 市民に対する意識啓発と市民による活動の推進

市民と地域に関わる人が地域福祉に関心をもち、市民の主体的な参加が得られるよう、市民に対する意識啓発とともに、地域福祉を担う人材育成や市民団体等への活動支援に向けた取り組みを進めます。

#### 基本目標 4 安全・安心で快適な生活環境づくり

市民が住み慣れた地域で、安心して、快適に暮らしていけるよう、地域の防災対策や防犯対策とともに、交通弱者の移動支援等の生活環境づくりに取り組みます。また、市民一人ひとりの人権を尊重する環境づくりを進めます。



## 4. 施策の体系

【基本理念】

**みんなで助け合い・支え合い、  
安心して、いきいき暮らせるまち 四街道**



基本目標	基本施策
≪基本目標1≫ 市民同士の 交流・つながりづくりと 社会参加の機会づくり	(1) 市民同士の交流・つながりづくり
	(2) 気軽に立ち寄れる場所の確保
	(3) 社会参加機会の整備
	(4) 市民の学習機会の充実
≪基本目標2≫ 必要な相談・情報・支援が 得られる仕組みづくり	(1) 包括的な相談体制づくりと情報提供の充実
	(2) 地域における支援ネットワークづくり
	(3) サービスの質の向上
≪基本目標3≫ 市民に対する意識啓発と 市民による活動の推進	(1) 地域課題解決活動への意識啓発
	(2) 新たな担い手の発掘と育成
	(3) 市民団体等への活動支援
≪基本目標4≫ 安全・安心で快適な 生活環境づくり	(1) 防災や防犯の仕組みづくり
	(2) 快適な生活環境を支える仕組みづくり
	(3) 市民一人ひとりの人権の尊重

## 5. 第3次計画における主なポイントと重点的な取り組み

第3次計画においては、地域共生社会の実現に向け、主に包括的支援体制の構築等の取り組みを進めます。

### ポイント1

#### 総合相談窓口の創設【重点】

○これまでの縦割りの体制では十分な支援ができなかった、制度の狭間や課題が複合化・複雑化した人に対し、コミュニティソーシャルワーカー\*（相談支援包括化推進員）を配置した総合相談窓口の創設に取り組みます。

⇒P46 参照

### ポイント2

#### 地域における支援ネットワークの充実【重点】

○制度の狭間や課題が複合化・複雑化した人に対する、地域における支援ネットワーク体制の整備に取り組みます。また、必要な支援が届いていない人に対するアウトリーチ活動\*や社会とのつながりづくりに向けた支援に取り組みます。

⇒P48 参照

### ポイント3

#### 市民同士が交流できる場づくりの推進

○地域の社会資源等を活用し、世代や属性を超えて市民同士が交流できる多様な場や居場所づくりに取り組みます。

⇒P40 参照

### ポイント4

#### 成年後見制度の利用促進に向けた体制の整備

○包括的支援体制の構築に向けた組織体制づくりの中で、成年後見制度の利用促進に向けた地域連携ネットワークの段階的整備に取り組みます。

⇒P65 参照

### ポイント5

#### 再犯防止の推進

○犯罪が繰り返されず、市民が安全で安心して暮らせるよう、再犯防止に向けた取り組みを進めます。

⇒P61 参照

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 市民同士の交流・つながりづくりと 社会参加の機会づくり

#### (1) 市民同士の交流・つながりづくり



#### 自助

いきいきと生活できる地域社会づくりを進めるため、市民一人ひとりが身近な人等とふれ合い、市民同士の交流活動等へ積極的に参加します。

#### 市民一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- 身近な人等とあいさつや声かけをし、何かあった時に助け合う関係をつくります。
- 地域の交流活動等に関心をもち、活動に関する情報を入手します。
- 市民交流や地域のふれ合い活動等に参加し、多様なつながりをつくります。

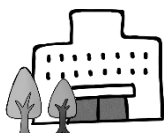


#### 共助

市民同士がふれ合える関係づくりを支援するとともに、地域のふれ合いや、世代を超えて参加できる場づくり等に取り組みます。

#### 地域や関係団体、事業者等が進めていく取り組みの内容

- 市民同士があいさつや声をかけ合う関係づくりを支援します。
- 市民同士の交流やふれ合いのきっかけとなる場の情報を地域に発信します。
- 地域のふれ合いや、世代を超えて参加できる場づくり等に取り組みます。



#### 公助

地域における市民同士の交流・つながりづくりに向け、地域に住んでいる子どもから高齢者までが、世代を超えてふれ合える機会づくり等に取り組みます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
<p><b>① ふるさとまつりの開催</b></p> <p>市民がふるさと意識を共有し、若い世代に伝えていける郷土の祭りとなるよう、「四街道ふるさとまつり」を継続して開催します。</p> <p>また今後は、実行委員会や参加団体等の意見を踏まえ、内容や手法等の見直しの検討に取り組みます。</p>	自治振興課
<p><b>② 世代間交流の推進</b></p> <p>世代間交流の活性化に向け、公民館における講座開催や、シニアクラブ*が行う子どもへのグラウンドゴルフ指導、保育施設によるボランティアの受け入れ等、地域の実情に応じた活動支援に取り組みます。</p>	社会福祉課 保育課 社会教育課
<p><b>③ 親子のふれ合いづくりの充実</b></p> <p>子育て世代の仲間づくりの支援に向け、児童センター*での親子ふれ合い広場等をはじめとする各種イベントや公民館での各種講座等の開催に取り組みます。</p> <p>また今後は、地域ニーズ等を考慮したイベントのあり方の検討に取り組みます。</p>	子育て支援課 社会教育課
<p><b>④ 子育てサークル等の育成・活動支援</b></p> <p>児童センターと地域子育て支援拠点（子育て支援センター）*を通じ、子どもの居場所づくりとともに、講座やイベント等の開催による保護者同士の情報交換や子育て家庭の交流促進の支援に取り組みます。</p>	子育て支援課 保育課



## (2) 気軽に立ち寄れる場所の確保



### 自助

地区集会所や地域福祉の活動拠点、学校の余裕教室等、市民が気軽に立ち寄れる場所における交流の場へ積極的に参加するとともに、交流の場づくりに協力します。

#### 市民一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- 地域の交流の場への積極的な参加や、場の活用を進めます。
- 地域の交流の場として、自宅の空いている部屋や空き店舗等を地域に提供します。

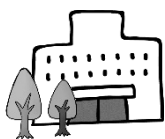


### 共助

市民が気軽に立ち寄り、市民同士が交流できるよう、区・自治会や地区社会福祉協議会等、地域の活動団体が互いに協力しながら、交流の場づくりや機会づくりに取り組みます。

#### 地域や関係団体、事業者等が進めていく取り組みの内容

- お茶やおしゃべりを楽しむ等、地域の人が気軽に立ち寄れる場所を設けます。
- 地区集会所や公園等の共有スペースを利用して、交流の機会づくりに取り組みます。
- 区・自治会や地区社会福祉協議会等が協力して、地域ぐるみで居場所づくりに取り組みます。



### 公助

市民が気軽に立ち寄り、市民同士のふれあいの場や居場所、活動拠点となる場所の確保に向け、市民の身近な場所である地区集会所の維持・管理等の運営支援を行うとともに、子育て中の親や子ども、若者から高齢者まで世代や性別、属性を超えた交流の場づくりを含めた様々な場の提供等に取り組みます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
<p><b>① 世代や属性を超えた交流の場づくり</b></p> <p>地域の社会資源等を活用し、世代や属性を超えて市民同士が交流できる多様な場や居場所づくりに取り組みます。</p>	社会福祉課
<p><b>② 地域の交流・活動の場の設置・運営支援</b></p> <p>地域住民のコミュニティ活動の拠点となる地区集会所の建設・修繕や管理等を通して、地域の交流・活動の場の設置・運営を支援します。</p>	自治振興課
<p><b>③ 地域福祉の拠点づくりの支援</b></p> <p>総合福祉センターや南部総合福祉センターわろうべの里の活用と充実を通して、地域福祉の拠点づくりの支援を行います。</p>	社会福祉課
<p><b>④ 地域福祉活動の拠点づくりの推進</b></p> <p>市民の自主的な福祉活動を支援するため、公共施設等の地域資源の活用を検討し、地域福祉活動の拠点づくりを進めます。</p>	社会福祉課
<p><b>⑤ 小・中学校の特別教室の活用</b></p> <p>地域の身近な生涯学習活動の場として、小・中学校の特別教室の活用を行います。</p>	スポーツ青少年課
<p><b>⑥ 小・中学校の体育施設の開放</b></p> <p>身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として、小・中学校の体育施設の開放を行います。</p>	スポーツ青少年課
<p><b>⑦ 商工業者が地域と連携する活動支援</b></p> <p>空き店舗等活用事業補助金の交付や商工会補助金により、商工業者が地域と連携する活動の支援を行います。</p> <p>また今後は、地域への貢献を重視する事業者に対し、空き店舗を活用してもらえよう、制度の周知に取り組みます。</p>	産業振興課
<p><b>⑧ プレーパーク*事業の充実</b></p> <p>行政と市民が連携し、子どもの冒険心や好奇心を引き出す遊び場として、自然の中で思いきり遊べるプレーパーク事業の充実に取り組みます。</p>	子育て支援課
<p><b>⑨ 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の整備</b></p> <p>保護者同士の交流や育児等の悩みを気軽に相談できる地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の設置について、未設置の保育所及び保育所新設の際、事業者働きかけます。</p>	保育課

<p>⑩ 各種サロン*の運営支援</p> <p>地区社会福祉協議会が実施する子育て中の親や子ども、高齢者のコミュニティづくりの場である各種サロンの運営支援を行います。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>⑪ 「シニア憩いの里*」の設置・運営</p> <p>中学校区単位を基本に、高齢者が気軽に集い、楽しめる場として、地域住民が自主的に設置する「シニア憩いの里」の設置・運営を支援します。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>⑫ 高齢者が集い、楽しめる場所の提供</p> <p>スポーツ活動の交流の場として、グラウンドゴルフ、ゲートボール等に対応できる多目的な広場のほか、高齢者が集い、楽しめる場所を提供します。</p>	<p>社会福祉課 スポーツ青少年課</p>

### (3) 社会参加機会の整備



#### 自助

誰もがいきいきとした毎日を過ごせるよう、多様な活動の場へ積極的に参加します。

#### 市民一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- シニアクラブや健康づくり、就労の場等、多様な活動の場へ積極的に参加します。
- 身近に高齢者や障害者がいた場合、活動への参加を促します。

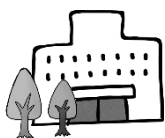


#### 共助

高齢者や障害のある人等が積極的に社会参加できるよう、身近な地域で、健康づくりや趣味の機会づくりを進めるとともに、活動への参加促進に取り組みます。

#### 地域や関係団体、事業者等が進めていく取り組みの内容

- 身近に高齢者や障害のある人がいた場合、活動への参加を促します。
- 高齢者や障害のある人等の参加に配慮した事業やイベントを実施します。
- 介護予防教室等の活動組織を立ち上げます。
- 手話通訳等の支援活動に、積極的に取り組みます。



## 公助

高齢者や障害のある人等が社会参加でき、いきいきとした毎日を過ごせるよう、就労や健康づくり等の場づくりに取り組みます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
<p><b>① 障害のある人の社会参加促進</b></p> <p>障害のある人を対象とした就労に関する説明会等を開催するほか、講演会等を開催し、社会の理解促進を行い、社会参加しやすい環境整備に取り組みます。</p>	障害者支援課
<p><b>② 元気な高齢者が活躍する場への支援</b></p> <p>元気な高齢者が活躍する場である就労への環境づくりに向け、シルバー人材センター等の活動が活性化するように支援します。 また、特に女性会員の拡充に向けた会員拡大に取り組みます。</p>	社会福祉課
<p><b>③ 介護予防の推進</b></p> <p>高齢者が地域で自立した生活を維持・継続できるよう、介護予防のための各種講座の開催やホームページ等で介護予防の普及啓発に取り組みます。 また、住民主体で行う「週いち貯筋体操」を出前講座等で周知するとともに、立ち上げや活動継続の支援に取り組みます。</p>	高齢者支援課
<p><b>④ 「総合型地域スポーツクラブ*」の育成</b></p> <p>生涯スポーツ社会の実現に向け、市民の誰もがスポーツに親しむことのできる「総合型地域スポーツクラブ」の活動支援に取り組みます。 また、市政だより等を通じた活動の周知とともに、会員を確保し自主運営につなげる方策の検討に取り組みます。</p>	スポーツ青少年課
<p><b>⑤ 地域活動支援センターⅢ型*の活動支援</b></p> <p>障害者の創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進の場として、地域活動支援センターの活動を支援します。 また、市のホームページを活用する等、地域活動支援センターⅢ型の活動の周知に取り組みます。</p>	障害者支援課
<p><b>⑥ 意思疎通支援事業の充実</b></p> <p>意思疎通に手話を必要とする人のために、市役所本庁内に手話通訳者を配置するほか、派遣を行います。 また、派遣できる手話通訳者が不足していることから、手話奉仕員養成講座の開催を通じて、手話通訳者の育成に取り組みます。</p>	障害者支援課



## (4) 市民の学習機会の充実



### 自助

生涯を通して自ら学び、いきいきと暮らしていけるよう、様々な学習機会の場へ積極的に参加します。

#### 市民一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- 市政だよりやホームページ、「まなびいガイドブック」等を活用し、生涯学習についての情報を積極的に入手します。
- 「生涯学習まちづくり出前講座※」や「市民大学講座」等、様々な学習機会の場へ積極的に参加します。
- 身近にいる人に声をかけ、学習機会の場への参加を促します。

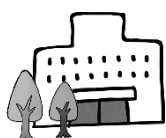


### 共助

市の「生涯学習まちづくり出前講座」等を積極的に活用し、地域や団体での学習の機会づくりに取り組みます。

#### 地域や関係団体、事業者等が進めていく取り組みの内容

- 「生涯学習まちづくり出前講座」等を活用し、学習に参加できる機会をつくります。
- 地区集会所や小・中学校の余裕教室を活用し、生涯学習事業を実施します。



### 公助

より多くの市民がそれぞれの興味や目的にかなった学習活動に参加できるよう、「生涯学習まちづくり出前講座」や「市民大学講座」の実施等、多様な学習機会の提供に取り組みます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
<p>① 各種生涯学習事業の推進</p> <hr/> <p>市民生活の課題に対応した専門的知識等の提供に向け各種講座の実施に取り組みます。</p>	<p>社会教育課</p>

<p>② 各種生涯学習事業の情報提供</p> <p>市が行う各種事業や生涯学習関連施設・団体等の情報を掲載した「まなびいガイドブック」の作成・発行に取り組みます。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>③ 「生涯学習まちづくり出前講座」の充実</p> <p>市政への理解促進と生涯学習体制の充実に向け、市職員が講師となる「生涯学習まちづくり出前講座」の充実に取り組みます。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>④ 家庭及び地域の教育力の向上</p> <p>P T A連絡協議会等と連携し、ボランティア講師による子育て学習講座等、小・中学校の児童・生徒の保護者や地域住民を対象とした学習機会の提供に取り組みます。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>⑤ 地域の教育力を教育活動に生かす支援体制づくり</p> <p>保護者や地域の人材等、地域の教育力を各学校の教育活動に生かすため、各校に調整役として「地域コーディネーター※」を位置づけ、支援体制づくりを図ります。</p>	<p>社会教育課</p>



## 基本目標2 必要な相談・情報・支援が得られる仕組みづくり

### (1) 包括的な相談体制づくりと情報提供の充実



#### 自助

市民一人ひとりが、一人で悩むことがないように、日頃から相談先等を確認するとともに、身近に困っている人がいる場合、相談窓口等を紹介します。

#### 市民一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- 日頃から、市や社会福祉協議会から情報提供されている各種相談窓口や生活に必要な福祉サービス等について確認をします。
- 一人で悩みを抱え込まないで、家族や友人、相談窓口等に相談します。
- 知り合いが困っている時には、相談窓口等を紹介します。

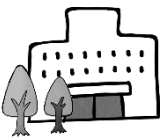


#### 共助

区・自治会や地区社会福祉協議会、事業者等における日頃の活動を通して、相談先や福祉サービスについての情報を地域に広めるとともに、困っている人がいる場合には、各種相談窓口等を紹介します。

#### 地域や関係団体、事業者等が進めていく取り組みの内容

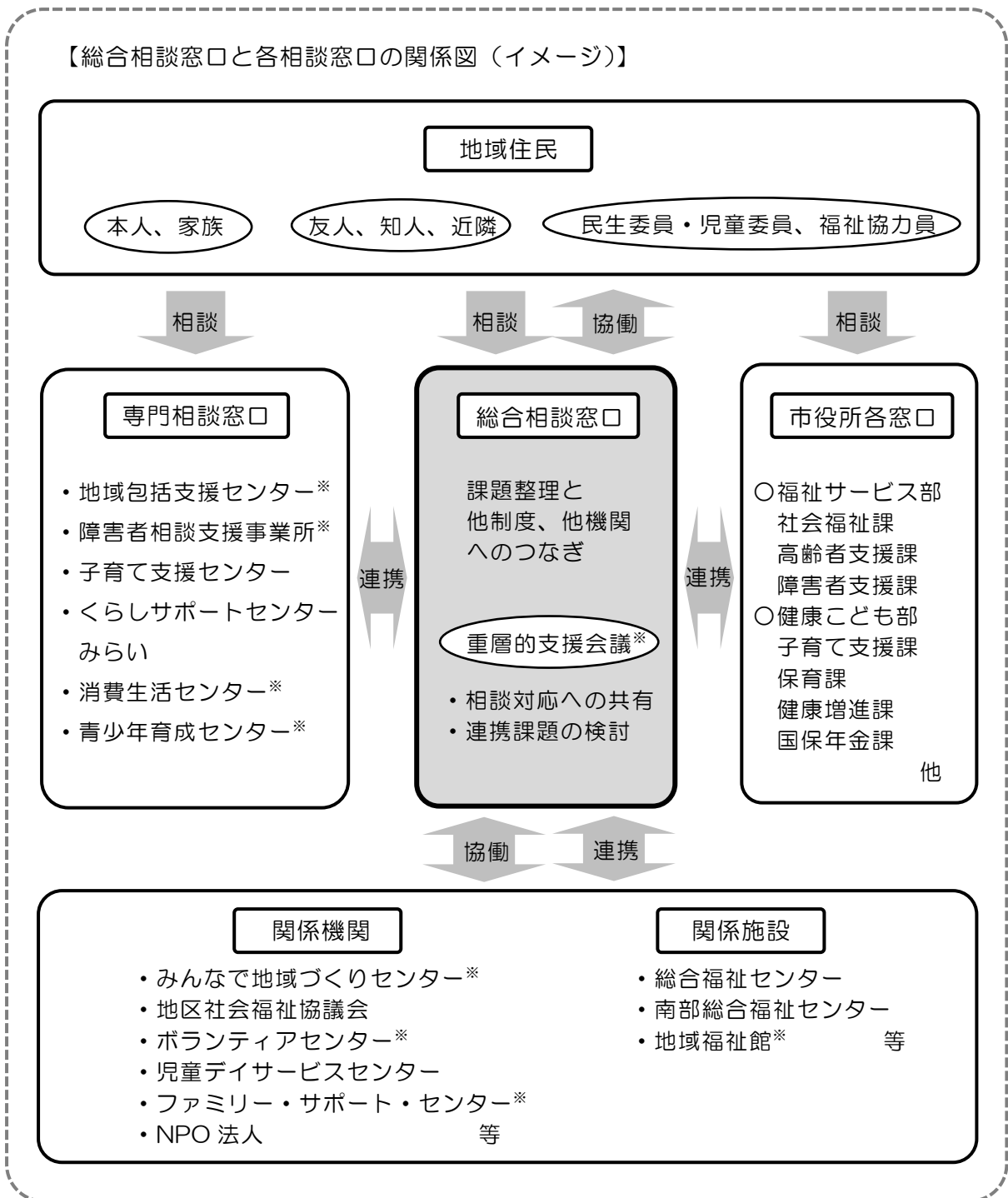
- 各種相談窓口や福祉サービスの情報を、地域に広めます。
- 地域の中に困っている人がいる場合は、各種相談窓口等を紹介します。



#### 公助

包括的な支援体制の構築に向け、「総合相談窓口（仮称／福祉まるごと相談室）」の創設に取り組みます。また、高齢者や障害者、子育て家庭、生活困窮者等の対象者ごとの相談支援の充実に取り組みます。さらに、福祉サービスを利用する人が、適切なサービスを選択できるよう、福祉サービス事業者等に関する情報提供方法の工夫に取り組みます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
<p>① <b>【重点】総合相談窓口の創設</b></p> <p>包括的な支援体制の構築に向け、これまでの縦割りの体制では十分な支援ができなかったダブルケアや引きこもり等の制度の狭間や課題が複合化・複雑化した人に対する相談支援とともに、個々の課題に応じた支援のコーディネート等ができるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置した総合相談窓口の創設に取り組みます。</p>	社会福祉課



<p><b>② 高齢者への相談支援体制の推進</b></p> <p>地域包括支援センターにおいて、高齢者の保健・福祉・医療の向上を包括的に支援するため、地域における様々な団体とのネットワークを構築し、地域に密着した総合相談・支援体制の整備に取り組みます。</p>	<p>高齢者支援課</p>
<p><b>③ 障害者相談支援事業所の充実</b></p> <p>市の委託している指定障害者相談支援事業所において、研修等を通じて相談支援専門員の資質の向上を図り、個別に対応した相談支援を行います。</p>	<p>障害者支援課</p>
<p><b>④ 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）での相談等の充実</b></p> <p>地域の子育て全般に関する支援を行う拠点として、子育て家庭に対する遊びの場を提供するとともに、子育て相談を実施します。</p>	<p>保育課</p>
<p><b>⑤ 子育て相談の推進</b></p> <p>子育てに関する様々な相談に対し、小児精神科医<sup>*</sup>や臨床心理士<sup>*</sup>、言語聴覚士<sup>*</sup>、保健師<sup>*</sup>、栄養士、歯科衛生士等の専門職が知識を深め、連携して対応できるよう、相談支援体制の充実に取り組みます。</p>	<p>健康増進課</p>
<p><b>⑥ 各種健（検）診と相談体制の充実</b></p> <p>各種の健康診査や検診等が受けやすい体制づくりとともに、生活習慣の改善が図れるよう、健康に関する相談体制の充実に取り組みます。</p>	<p>健康増進課</p>
<p><b>⑦ 発育・育成上の心配がある児童等の相談支援体制の充実</b></p> <p>適切な早期療育につながるよう、発育・育成上の心配がある児童と保護者に対する相談・支援体制の充実に取り組みます。</p>	<p>障害者支援課 健康増進課</p>
<p><b>⑧ ひとり親家庭への情報提供や相談支援体制の充実</b></p> <p>母子・父子自立支援員との連携により、ひとり親家庭への情報提供や相談支援体制の充実に取り組みます。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p><b>⑨ 生活困窮者への相談支援体制の推進</b></p> <p>様々な理由により生活に困窮している人が早期に困窮状態から脱却できるように、包括的な相談支援を受けられる窓口を通じて支援を行うとともに、市の関係部署や民間の関係団体とのネットワークづくりに取り組みます。</p> <p>また、新型コロナウイルスの影響下で、事業等の利用者が急増したことから、今後の不測の事態にも対応できる人的な支援体制の整備・強化に取り組みます。</p>	<p>社会福祉課</p>

<p>⑩ 情報提供体制の整備</p> <p>利用者が必要な時に必要な情報を手軽に得られるよう、指定事業者や地域福祉関連団体等が提供する福祉サービスのリストや、子育てガイドブック、各種パンフレットの作成等、情報提供体制の整備に取り組みます。</p> <p>また今後は、情報掲載内容の充実とともに、新制度等の情報更新の対応に取り組みます。</p>	<p>高齢者支援課 障害者支援課 子育て支援課</p>
<p>⑪ 医療関連情報の提供</p> <p>市内の医療機関や休日夜間急病診療所の診療科目や診療時間等の一覧を作成し、その情報を随時更新するとともに、市の窓口やホームページ等を活用した情報提供に取り組みます。</p>	<p>健康増進課</p>

## (2) 地域における支援ネットワークづくり



### 自助

地域での助け合い・支え合いのネットワークづくりに向け、身近な人との関係づくりをはじめ、困っている人がいる場合、相談先等の情報を紹介します。

#### 市民一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- 一人暮らしの高齢者や障害のある人等への理解を深め、声かけやあいさつを積極的に行います。
- 一人暮らし高齢者等が身近にいる場合、見守りの意識をもって接します。
- 身近に困っている人がいる場合、身近な相談窓口や民生委員・児童委員等へ情報を伝えます。

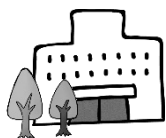


### 共助

社会福祉協議会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区・自治会等が協力して地域づくりを行えるような関係づくりを進めるとともに、支援が必要な人に対する、包括的な支援体制づくりに取り組みます。

地域や関係団体、事業者等が進めていく取り組みの内容

- 社会福祉協議会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区・自治会等が協力して地域づくりを行えるような関係づくりを進めます。
- 社会福祉協議会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区・自治会等が参画した話し合いの場（第2層協議体）を活用し、支援が必要な人に対する、包括的な支援体制づくりに取り組みます。
- 身近な相談窓口や民生委員・児童委員等の相談先の情報を地域に広めます。

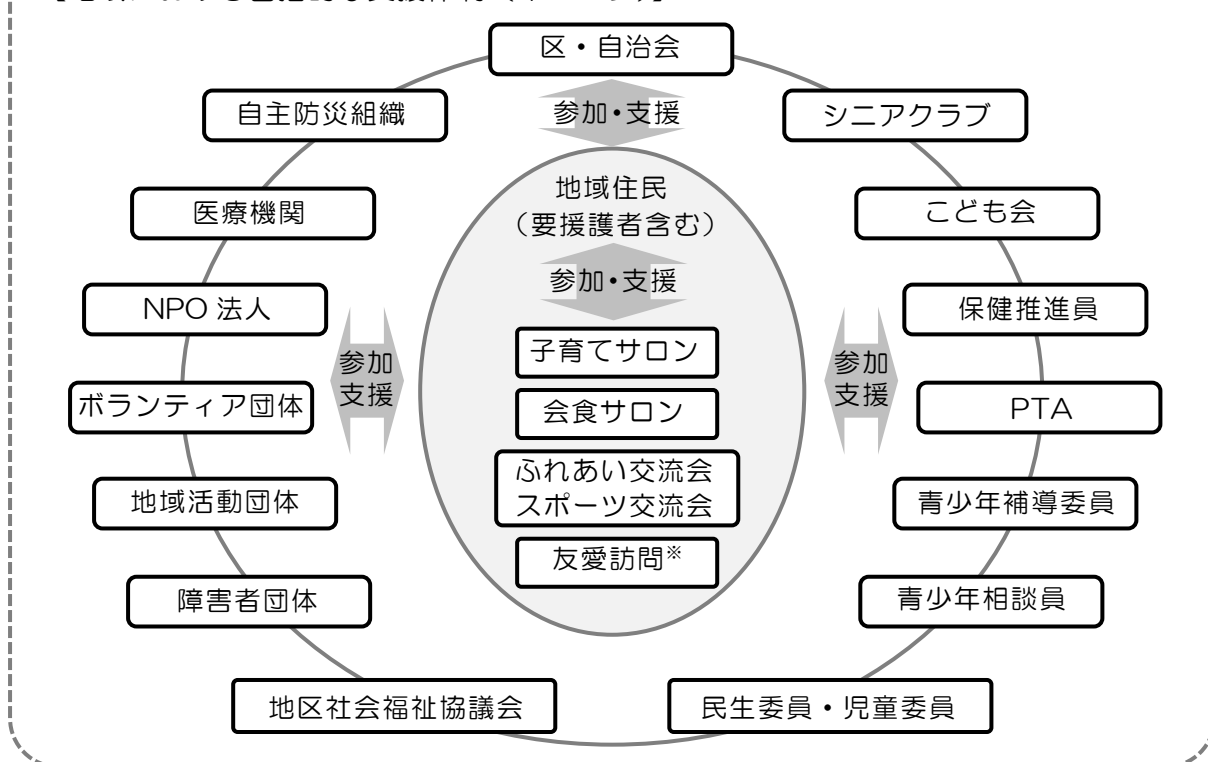


公助

支援が必要な人に対する地域における支援ネットワークづくりに向け、社会福祉協議会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区・自治会等が連携した包括的な支援体制づくりとともに、社会福祉協議会等への運営支援や高齢者や障害者等の支援ネットワークづくりに取り組みます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
<p>① <b>【重点】地域における包括的な支援体制づくり</b></p> <p>制度の狭間や課題が複合化・複雑化した人に対し、関係団体等と連携し、地域における支援ネットワーク体制の整備に取り組みます。また、必要な支援が届いていない人に対し、サロンや交流会を通じてアウトリーチ活動につなげます。</p>	<p>社会福祉課</p>

【地域における包括的な支援体制（イメージ）】



<p><b>② 高齢者等の地域における支援体制づくり</b></p> <p>高齢者等を支援するために、地域における様々な団体とのネットワークを構築します。</p>	<p>高齢者支援課</p>
<p><b>③ 社会福祉協議会への運営支援</b></p> <p>「共助」の推進の中心的な役割を担う、社会福祉協議会の運営支援を行います。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p><b>④ 地区社会福祉協議会の運営支援</b></p> <p>地域において「共助」の推進を図る、地区社会福祉協議会の活動を支援するとともに、活動拠点の整備においても支援を行います。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p><b>⑤ 民生委員・児童委員への支援</b></p> <p>地域におけるひとり親家庭や一人暮らし高齢者等の生活状況を把握し、地域の困っている人等の良き相談相手や関係機関へのつなぎ役を担う民生委員・児童委員の活動を支援します。</p> <p>また、民生委員・児童委員の確保と活動負担の軽減に向けた検討に取り組みます。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p><b>⑥ 地域生活支援拠点*の整備</b></p> <p>障害者自立支援協議会と連携し、地域の関係機関等による相談支援ネットワークを構築し、地域生活支援拠点の整備に向け取り組みます。</p>	<p>障害者支援課</p>
<p><b>⑦ 「高齢者見守り活動」の協定の推進</b></p> <p>日頃から地域に根差した事業を行っている企業・団体に対し、市と連携して高齢者の見守り活動を行う「高齢者見守り活動」の協定を推進します。</p>	<p>高齢者支援課</p>
<p><b>⑧ 高齢者の在宅生活の支援</b></p> <p>一人暮らし高齢者等に対し、緊急時に通報できる専用機器を設置する等、民生委員・児童委員や地域包括支援センターと連携し、高齢者の在宅生活を支援します。</p>	<p>高齢者支援課</p>



### (3) サービスの質の向上



#### 自助

福祉サービスの正しい利用方法やサービスの内容についてよく知り、万が一、悪質なサービス等を受けた場合は、意見や苦情をきちんと伝えます。

##### 市民一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- 福祉サービスの正しい利用方法や仕組みを学びます。
- 福祉サービスを提供する事業者等を選択する際は、様々な情報を入手します。
- 悪質なサービスを受けたり、苦情がある場合は、サービス提供事業者や行政窓口等に、意見や苦情をきちんと伝えます。

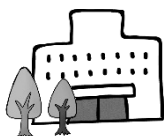


#### 共助

サービスを提供する事業者は、必要な情報を、わかりやすく市民に伝えるとともに、苦情解決のための窓口設置や、県の「福祉サービス第三者評価<sup>\*</sup>制度」を活用する等、サービスの質の向上に取り組みます。

##### 地域や関係団体、事業者等が進めていく取り組みの内容

- 事業者は利用者のサービスを選択するために必要な情報を、わかりやすく市民に伝えます。
- 事業者は苦情解決のため窓口を設置します。
- 事業者は利用者のニーズや満足度を把握するための調査や、県の「福祉サービス第三者評価制度」を積極的に活用し、サービスの質の向上に取り組みます。



#### 公助

福祉サービスの利用者から、サービスに関する苦情相談を受け、その解決を図ることによりサービス事業者の質の向上を図るとともに、事業者の育成・指導や研修会の開催等に取り組みます。

また行政評価、各個別計画の見直しやアンケート調査等により、広く福祉サービスの質の向上を図ります。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
<p>① <b>事業者の育成・指導</b></p> <p>福祉サービスに関する市民からの相談を通して、事業者の育成・指導による質の向上に取り組みます。</p>	<p>高齢者支援課 障害者支援課 子育て支援課 保育課</p>
<p>② <b>「福祉サービス第三者評価制度」の周知</b></p> <p>市民が安心してサービスを選択し利用できるよう、サービス提供事業者等に対し、県の「福祉サービス第三者評価制度」の周知に取り組みます。</p>	<p>高齢者支援課 障害者支援課 保育課</p>
<p>③ <b>事業者の資質向上のための研修会等の開催</b></p> <p>福祉サービス提供事業者の資質向上のため、研修会の開催や制度改正等に関する情報共有の場の開催に取り組みます。</p>	<p>高齢者支援課 障害者支援課 保育課</p>
<p>④ <b>市民の意向把握の推進</b></p> <p>福祉に関する個別計画改定の際に、市民の意向や生活実態、適正なニーズ量等の把握に向け、各種アンケート調査の実施に取り組みます。</p>	<p>社会福祉課 高齢者支援課 障害者支援課 子育て支援課 健康増進課</p>



## 基本目標3 市民に対する意識啓発と市民による活動の推進

### (1) 地域課題解決活動への意識啓発



#### 自助

こころの通い合いによる地域共生社会づくりに向け、地域で孤立している人や障害のある人等で困っていることに関心をもち、気づく活動等を進めます。

#### 市民一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- 地域で孤立している人や障害のある人等の困っていることについて、関心をもちます。
- 地域の中で困っていることについて、一人で抱え込まず、地域の福祉関係者や相談窓口等に情報を提供していきます。
- 市や地域活動団体が行う講演や活動等に積極的に参加し、地域福祉や地域の生活課題、福祉課題に対する理解を深めます。

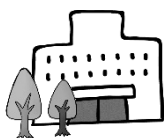


#### 共助

区・自治会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員等が連携し、地域の生活課題、福祉課題について、「気づき・共有し・解決策を考える」活動に取り組みます。

#### 地域や関係団体、事業者等が進めていく取り組みの内容

- 地域で孤立している人や障害のある人等の困っていることについて、関心をもち、情報を集めます。
- 区・自治会や地区社会福祉協議会の活動を通して、地域の生活課題、福祉課題の検討・解決に向けた取り組みを行い、地域に発信します。
- 幅広い年齢層の市民が参加できる環境を整え、地域の課題を話し合い、解決する体制づくりを進めます。
- 地域の課題を解決する先進事例を学び、地域活動を充実させます。



## 公助

市やみんなで地域づくりセンターからの情報提供を通じ、地域福祉の推進に取り組む活動団体等の情報提供を行い、地域課題への市民の取り組み意識の啓発を進めます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
<b>① 地域福祉関連情報の提供</b> 地域福祉に関する意識啓発に向け、市政だよりやホームページ、パンフレット等による情報提供や啓発を行います。	社会福祉課
<b>② みんなで地域づくりセンターの運営推進</b> みんなで地域づくりセンターの運営を通して、地域課題の把握を進めるとともに、地域課題の解決に向けたコーディネート活動の充実に取り組みます。 また、ホームページや SNS*、広報紙等で、地域活動の情報提供に取り組みます。	政策推進課
<b>③ 保健推進員活動等を通じた啓発の推進</b> 市民の健康づくりに関する知識の普及や意識の高揚に向けて、地域ミニ講座の開催や幼児健診での食育活動等の保健推進員活動を通じた啓発に取り組みます。	健康増進課
<b>④ 地域で取り組む健康づくりへの支援</b> 「健康よつかいどう 21 プラン」を推進し、地域で取り組む健康づくりを支援します。 また今後は、令和 4 年度の間評価に向けて準備を進めるとともに、中間評価の結果を受けて課題を明確にし、後半 5 年間の活動に取り組んでいきます。	健康増進課

## (2) 新たな担い手の発掘と育成



### 自助

市民一人ひとりが地域社会の中で役割を持ち、いきいきと生活を送ることができるよう、地域の多様な活動に関心を持ち、積極的に参加します。

#### 市民一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- みんなで地域づくりセンター、ボランティアセンター等の情報を通じ、自分でも参加できそうな活動がないか等、地域活動の情報を入手します。
- 地区社会福祉協議会や区・自治会、ボランティア団体、NPO等の、地域の課題解決に向けた活動に積極的に参加します。
- 身近な友人・知人を誘って、担い手育成を目的とする講座の学習機会等に参加します。

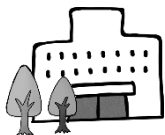


### 共助

地域福祉を推進する新たな担い手となる市民が参加しやすい雰囲気づくりや、やりがいや活動の楽しさを積極的にPRし、世代を超えた担い手の育成に取り組めます。

#### 地域や関係団体、事業者等が進めていく取り組みの内容

- 若い世代や高齢者、働く人等の参加意欲を引き出せるように、参加しやすい活動内容の工夫や雰囲気づくりを行います。
- 地域活動に関して、情報の提供方法や日時の設定を工夫します。
- 若い世代や子どもに対する積極的な参加を呼びかけます。



### 公助

各種ボランティアの養成研修等、社会福祉協議会が取り組むボランティアセンターの運営に対する支援をはじめ、地域活動の新たな担い手育成に向けた各種活動支援を進めます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
<p>① ボランティアセンターの運営支援</p> <p>ボランティア活動の支援や育成等を行うボランティアセンターの運営に対する支援を行います。</p>	社会福祉課
<p>② 地域づくりを行う市民活動団体への支援</p> <p>本市の地域づくりや地域課題等の解決を図るための事業について、市民団体が主体的に提案・実施する「みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）」を通して、地域づくりを行う市民活動団体への支援を行います。</p> <p>また、関係各課との連携・協力体制の強化とともに、市民活動団体の組織基盤の整備に向けた支援に取り組みます。</p>	政策推進課
<p>③ 「認知症サポーター※」の養成・活動支援</p> <p>認知症の人を支える地域づくりに向け、認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座の開催等に取り組みます。</p>	高齢者支援課
<p>④ ボランティアによる学校教育への支援体制づくり</p> <p>区・自治会やシニアクラブ、ボランティアグループ等を活用し、地域の人材や教育力を学校教育に生かす体制づくりを支援します。また、今後もボランティアによる学校支援の様子を積極的に学校だよりに掲載する等、ボランティア活動の周知に取り組みます。</p>	社会教育課
<p>⑤ 「生涯学習生きがいづくりアシスト事業※」の啓発</p> <p>様々な知識や技能を持った市民を登録し、紹介・派遣する「生涯学習生きがいづくりアシスト事業」についての普及・啓発に取り組みます。</p> <p>また、新規の講師登録が少なく、実施件数の伸び悩みが見られることから、今後の事業の周知方法の検討に取り組みます。</p>	社会教育課
<p>⑥ 「ファミリー・サポート・センター」の充実</p> <p>子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人をつなぐ「ファミリー・サポート・センター」の啓発活動とともに、会員の確保やフォローアップ研修等を実施することで会員の資質向上に取り組みます。</p>	保育課

### (3) 市民団体等への活動支援



#### 自助

市民一人ひとりが、多様な市民活動に関する情報を入手し、身近な人や地域の人たちとつながって市民活動に参加します。

##### 市民一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- 多様な市民活動に関心をもち、市民活動に関する情報を入手します。
- 多様な市民活動への理解を深め、身近な人と声をかけ合い、積極的に参加します。
- 地域の一員として、区・自治会に加入し、自分のできる範囲で活動を行います。

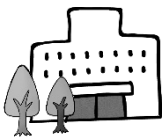


#### 共助

市民活動を推進するため、区・自治会をはじめ、ボランティア団体やNPO等の活動団体が連携・協働していく体制づくりとともに、市民が参加しやすい工夫の検討や地域づくりに取り組みます。

##### 地域や関係団体、事業者等が進めていく取り組みの内容

- 地域で活動する様々な団体が、相互に交流し、情報交換や相談がし合える関係をつくれます。
- 活動の活性化に向け、団体間の連携・協働に取り組みます。
- より多くの市民が参加しやすい工夫の検討に取り組みます。



#### 公助

みんなで地域づくりセンターのコーディネート機能の充実やボランティアセンターとの連携強化等により、市民協働によるまちづくりを進めるとともに、多様な市民活動の活動支援に取り組みます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
<p><b>① 市民協働によるまちづくりの推進</b></p> <p>市民協働によるまちづくりに向け、地域コミュニティ活動の支援、市民活動団体等と連携・協力するとともに、市民参画の仕組みを適正に運用します。</p> <p>また、みんなで地域づくりセンターの主催イベント、地域づくりサロンや各種講座の実施、相談対応等に取り組むほか、ボランティアセンター等と連携し、情報共有に取り組みます。</p>	<p>政策推進課 社会福祉課</p>
<p><b>② 区・自治会活動への助成・支援</b></p> <p>市民自治組織の健全な発展と活発なコミュニティ活動を支援するため、区・自治会活動に対する助成・支援を行います。</p> <p>また、市民自治組織への加入率が減少していることから、今後は、加入率向上に向けた検討に取り組みます。</p>	<p>自治振興課</p>
<p><b>③ シニアクラブやシニアクラブ連合会への活動支援</b></p> <p>シニアクラブが高齢者の交流活動の場として機能できるよう、シニアクラブやシニアクラブ連合会への活動支援を行います。</p>	<p>社会福祉課</p>





## 基本目標4 安全・安心で快適な生活環境づくり

### (1) 防災や防犯の仕組みづくり



#### 自助

災害時に助け合いが行え、犯罪が発生しにくい地域づくりに向け、市民一人ひとりができる防災や防犯についての活動を進めます。

#### 市民一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- 災害時の避難の際に支援が必要な人は、避難行動要支援者の登録を行います。
- 災害時の避難場所、避難ルートを確認する等、日頃から災害時の対応を準備しておきます。
- 地区等での防災や防犯の活動に積極的に参加・協力します。
- 犯罪の起こりにくい地域をつくるために、日頃から近所同士や子どもたちと積極的に声をかけ合います。
- 振り込め詐欺や消費者被害等の生活トラブルに関する情報を、積極的に入手します。

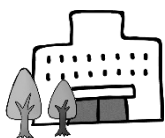


#### 共助

安心のある地域社会づくりに向け、地域や関係団体、事業者等が連携し、防災や防犯についての活動に取り組みます。

#### 地域や関係団体、事業者等が進めていく取り組みの内容

- 区・自治会や民生委員・児童委員等が協力して、避難行動要支援者の避難支援に取り組みます。
- 自主防災組織を立ち上げ、地域の防災体制を整えます。
- 避難場所を地域住民で共有します。
- 区・自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と協力し、防災や防犯の勉強会、話し合いを行います。
- 地区等での防災や防犯の活動を積極的に進めます。
- 地域における防犯パトロール等の活動に取り組みます。
- 振り込め詐欺や消費者被害等の生活トラブルを、市民にわかりやすく伝えます。



## 公助

安心のある地域社会づくりに向け、避難行動要支援者の災害時の支援体制の整備等に、区・自治会等と協力して取り組みます。また、市民生活の安全を図るため、防犯・防災や消費者被害に関する啓発等を進めます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
<p><b>① 避難行動要支援者に対する災害時の支援体制の整備</b></p> <p>「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、避難行動要支援者名簿等を整備するとともに制度の周知に取り組みます。</p> <p>また、区・自治会、民生委員・児童委員等の協力のもと、避難行動要支援者の災害時の避難支援体制の整備とともに、要配慮者への支援体制強化に取り組みます。</p>	<p>危機管理室 社会福祉課 高齢者支援課 障害者支援課</p>
<p><b>② 福祉避難所*の設置・運営に関する協定の推進</b></p> <p>災害時に、市内福祉施設を福祉避難所として活用できるよう、各施設に対して福祉避難所の設置・運営に関する協定を推進します。</p> <p>また、福祉避難所のマニュアルの周知とともに、福祉避難所の運営がスムーズに実施できるよう、関係各課との連携に取り組みます。</p>	<p>高齢者支援課 障害者支援課</p>
<p><b>③ 安全・安心な生活に直結する設備の整備</b></p> <p>防犯灯や避難場所の案内板等、安全・安心な生活に直結する設備の整備に取り組みます。</p>	<p>危機管理室 自治振興課</p>
<p><b>④ 防災・防犯についての啓発活動の推進</b></p> <p>市が行う防災訓練をはじめ、自主防災組織、区・自治会等が行う防災訓練や研修会等において防災意識の啓発に取り組みます。</p> <p>また、振り込め詐欺等の特殊詐欺に対する啓発や、詐欺等の手口の複雑化、巧妙化に対応した適切な情報提供に取り組みます。</p>	<p>危機管理室 自治振興課 産業振興課</p>
<p><b>⑤ 市民の防犯活動への支援</b></p> <p>市民の防犯活動を支援するため、「四街道市民安全パトロール隊*」に対する青色回転灯装着車（青色防犯パトロール車）の貸し出しや区・自治会等の防犯対策に対する助成を行います。</p> <p>また今後は、隊員の高齢化によって引き起こされる交通事故防止対策に向けた講習等に取り組みます。</p>	<p>自治振興課</p>

<p><b>⑥ 「こども110番の家※」プレート設置協力活動の推進</b></p> <p>P T A連絡協議会や商工会、区・自治会と連携し、「こども110番の家」のプレート設置協力活動の推進に取り組みます。</p> <p>また今後は、不審者への抑止力効果の観点とともに、協力家庭や協力事業所の拡大に向け、郵便局や地域振興財団等との連携に取り組みます。</p>	<p>青少年育成センター</p>
<p><b>⑦ 「愛の一声運動※」の推進</b></p> <p>青少年を見守り、声かけを行う「愛の一声運動」の推進に向け、青少年補導委員や青少年育成センター所員による街頭補導活動に取り組みます。</p> <p>また今後は、より多くの人に声かけができるよう、補導時間帯や補導場所の見直しに取り組みます。</p>	<p>青少年育成センター</p>
<p><b>⑧ 青少年問題行動の防止</b></p> <p>青少年健全育成活動の意義の啓発に向け、青少年健全育成推進大会や街頭啓発キャンペーン等の実施に取り組みます。</p>	<p>スポーツ青少年課 青少年育成センター</p>
<p><b>⑨ 社会を明るくする運動の推進</b></p> <p>社会を明るくする運動とは、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。本市では、佐倉地区保護司会四街道分会、四街道市更生保護女性会と協力して社会を明るくする運動を推進します。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p><b>⑩ 更生保護関係団体への支援</b></p> <p>犯罪や非行をした人たちの再犯防止と円滑な社会復帰を支える更生保護活動を行っている佐倉地区保護司会四街道分会、四街道市更生保護女性会等の活動を支援します。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p><b>⑪ 地域環境浄化活動の推進</b></p> <p>青少年補導委員の協力により、公園や通学路上のゴミ拾い等の地域環境浄化活動に取り組みます。</p>	<p>青少年育成センター</p>
<p><b>⑫ 空き家等の効果的な対策の推進</b></p> <p>地域景観の悪化やゴミ等の不法投棄等の誘発、防災や防犯機能の低下等、様々な問題の発生が懸念される空き家等に関し、実態調査を進めるとともに、所有者等に対する相談支援とその周知に取り組みます。</p>	<p>建築課</p>

<p>⑬ 消費生活センターの充実</p> <p>消費者の被害を未然に防ぐための啓発活動の実施や、被害に遭ってしまった後の解決に向けた相談体制の充実等に取り組みます。</p> <p>また今後は、多様化する消費生活相談に対応した適切な助言等を行う相談体制の充実に取り組みます。</p>	<p>産業振興課</p>
--	--------------

## (2) 快適な生活環境を支える仕組みづくり



### 自助

快適な生活環境づくりに向け、移動で困っている人やごみ出しが困難な人等に対する助け合いを行います。また、地域の環境美化や保全活動等を進めます。

#### 市民一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- 移動で困っている人やごみ出しが困難な人を見かけたら、積極的に声をかけてサポートをします。
- 外出支援のための移送ボランティア養成講座等を通して、市民の社会参加を支える活動に参加します。
- ユニバーサルデザインが必要と思われる施設等について、改善を提案します。
- 地域での生活環境の美化・保全活動へ積極的に参加します。

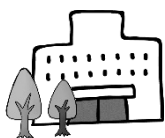


### 共助

移動で困っている人やごみ出しが困難な人等に対し、地域で助け合う環境づくりに取り組みます。また、快適な生活環境づくりに向けた地域での話し合いや、生活環境の美化・保全活動に取り組みます。

#### 地域や関係団体、事業者等が進めていく取り組みの内容

- 運転ボランティア等、地域での助け合う環境づくりを進めます。
- 公共交通の維持・確保や快適な生活環境づくりについて、地域で話し合います。
- 地域での生活環境の美化・保全活動に、積極的に取り組みます。



## 公助

快適な生活環境づくりに向け、公共交通の不便な地域の人や高齢者等の移動を円滑にするための支援をはじめ、ユニバーサルデザインや生活環境の美化・保全活動等に取り組みます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
<b>① 公共交通の利便性・快適性の向上</b> 公共交通空白地域や不便地域の解消に向け、新しい交通施策に取り組みます。	政策推進課
<b>② 障害のある人の状況に応じた移動支援事業の推進</b> 障害のある人の状況に応じた移動支援事業が展開できるよう、移動支援事業の従事者の確保に向けた養成研修等の支援に取り組みます。	障害者支援課
<b>③ 「福祉有償運送制度*」の周知・充実</b> NPO法人等が、バス、タクシー等の利用が困難な要介護者や障害のある人等（移動制約者）に対し、有償で輸送サービスを提供する「福祉有償運送制度」の周知・充実を図ります。	社会福祉課
<b>④ ユニバーサルデザインの推進</b> 公共施設の整備・改修にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるように配慮します。	管財課 社会福祉課 教育総務課 社会教育課 スポーツ青少年課
<b>⑤ 道路・歩道の整備</b> 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に沿って、道路・歩道の整備を実施します。	土木課
<b>⑥ 快適な生活環境の保全と美しいまちづくりの推進</b> 「まちをきれいにする条例」に基づいた快適な生活環境の保全と美しいまちづくりの推進に向け、市民への周知や美化推進重点地区を中心にした環境美化・保全活動等に取り組み、だれもが快適な生活環境を確保します。	環境政策課
<b>⑦ 環境パトロール等の監視や指導の強化</b> 不法投棄や野焼きとともに、埋め立てを伴う事業等について、環境パトロール等の監視・指導に取り組み、だれもが安全・安心に暮らせるようにします。	環境政策課

<p>⑧ ごみ出しが困難な人への支援</p> <p>ごみ出しが困難な高齢者や障害者等に対し、ごみの戸別収集を行います。また、見守り活動の一環としてごみ出し状況から異変等が見られた場合はご家族等への連絡を行います。</p> <p>今後は、支援を必要とする利用者が増加傾向にあることから、ごみの収集体制の検討に取り組みます。</p>	<p>高齢者支援課 障害者支援課 クリーンセンター</p>
<p>⑨ 地域の特性や実情に合わせた住生活の実現</p> <p>住生活の質の向上や安全性の確保を目指す「住生活基本計画」に基づき、長期優良住宅の認定や木造住宅耐震補助金の交付等を行います。</p>	<p>建築課</p>
<p>⑩ 三世帯同居・近居等への支援</p> <p>介護や子育て等、親世帯と子世帯がお互いに協力できる環境づくりを促進する三世帯同居・近居等への支援を行います。</p>	<p>建築課</p>

### (3) 市民一人ひとりの人権の尊重



#### 自助

権利擁護<sup>\*</sup>や男女共同参画、人権等について、正しい知識を深めるとともに、権利擁護等の支援が必要な人や虐待が疑われる場合、行政窓口や地域福祉関連団体への相談や通告等を行います。

#### 市民一人ひとりが進めていく取り組みの内容

- 権利擁護や男女共同参画、人権等について関心をもち、正しい知識と理解を深めます。
- 権利擁護等の支援が必要な人や虐待が疑われる場合には、行政等に情報を伝えます。
- お互いの人権を尊重し、思いやりをもって人と接します。

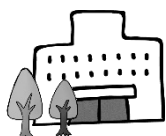


#### 共助

権利擁護や男女共同参画、人権等について、不安を抱えている人に、相談窓口を紹介するとともに、権利擁護等の支援が必要な人や虐待が疑われる場合、行政等に情報を伝える取り組みを進めます。

地域や関係団体、事業者等が進めていく取り組みの内容

- 権利擁護や男女共同参画、人権等について、正しい知識と理解を広めます。
- 権利擁護や男女共同参画、人権等について、不安を抱えている人に、相談窓口を紹介します。
- 権利擁護等の支援が必要な人や虐待が疑われる場合には、行政等に情報を伝えます。

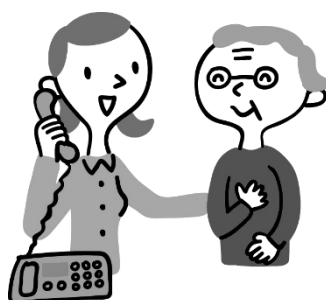


公助

認知症高齢者や障害者等の判断能力が十分でない人に対し、地域で安心して日常生活が送れるよう、成年後見制度の利用促進に取り組みます。また、様々な困難を抱える人を支援し、虐待防止をはじめ、男女共同参画や人権に関する啓発活動、自殺予防に取り組みます。

行政が進めていく取り組みの内容	担当課
<p><b>① 成年後見制度の普及・啓発</b></p> <p>成年後見制度の周知では、地域包括支援センター等と連携して制度の周知に向けた講習会等の開催に取り組みます。</p> <p>今後は、包括的支援体制の構築に向けた組織体制づくりの中で、複雑な制度の周知方法や相談・支援等のあり方について検討します。</p>	<p>社会福祉課 高齢者支援課 障害者支援課</p>
<p><b>② 成年後見人等が必要な人への支援</b></p> <p>成年後見人等が必要ではあるが、特別な事情により手続きができない人に対する市長申し立て*の実施や、後見人等への報酬支払いが困難な人に対する報酬費の助成に取り組みます。</p>	<p>高齢者支援課 障害者支援課</p>
<p><b>③ 児童及び配偶者等に対する暴力防止の推進</b></p> <p>「児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会*」を開催し、関係機関との連携や相談体制等の機能の充実に取り組みます。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p><b>④ 高齢者の虐待防止及び早期発見の推進</b></p> <p>高齢者の虐待防止や虐待の兆候が見られる人の早期発見・対応に向け、個別ケース会議や高齢者虐待防止ネットワーク会議*の開催とともに、地域包括支援センターとの連携に取り組みます。</p>	<p>高齢者支援課</p>
<p><b>⑤ 障害者の虐待防止及び早期発見の推進</b></p> <p>国や県との協調のもと、障害のある人の虐待防止に向けた体制の整備を進めます。問題が深刻化する前に早期に発見・対応できるよう関係機関との連携に取り組みます。</p>	<p>障害者支援課</p>

<p><b>⑥ 男女共同参画フォーラム実行委員会への活動支援</b></p> <p>男女共同参画に対する市民の意識啓発に向け、四街道市男女共同参画フォーラム実行委員会主催の市民向けイベントの開催や広報紙発行の支援に取り組みます。</p>	<p>政策推進課</p>
<p><b>⑦ 人権擁護活動の促進</b></p> <p>佐倉人権擁護委員協議会に所属する四街道市人権擁護委員の活動を支援します。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p><b>⑧ 自殺対策計画の推進</b></p> <p>生きる上で様々な困難を抱える人が自殺に追い込まれないよう、悩みを相談できる窓口を充実させるとともに、各関係機関が連携し、総合的に支援していく環境の整備に取り組みます。また、ゲートキーパー<sup>*</sup>研修や、こころの講演会等を開催し、市民一人ひとりが自殺予防の重要性を理解し、関心を深められるよう周知啓発を行います。</p>	<p>健康増進課</p>





## 第5章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進体制

本計画を推進していくためには、市、社会福祉協議会、関係団体・事業者、市民の連携・協働を基礎として、計画の推進体制の整備及び進行管理を行っていくことが重要です。

主 体	役 割
市	本計画の理念を踏まえ、各施策を展開していきます。 必要に応じて、庁内各課との分野横断的な連携をはじめ、関係機関との連携に取り組んでいきます。
市社会福祉協議会	地域福祉活動を推進する中心的な担い手として、「地域福祉計画」と車の両輪の関係にある「地域福祉活動計画」の事業を展開するとともに、当該活動計画に基づき実際に地域の人たちが活動するための仕組みづくりや支援を地域の中で進めていきます。
関係団体・事業者	第4章の「施策の展開」で取り上げた「共助」の内容を参考に、地域の人たちが地域特性を踏まえ、目指したい姿を共有し、協働で地域福祉の取り組みを進めていきます。
市民一人ひとり	第4章の「施策の展開」で取り上げた「自助」の内容を参考に、市民一人ひとりが地域を担う一員という自覚をもち、隣近所や身近な地域住民と協力し、地域福祉活動への理解や参加を進めていきます。

### 2. 計画の進行管理

四街道市地域福祉計画の効率的かつ効果的な推進及び改善を図るためには、第4章に掲げた4つの基本目標の着実な推進が重要となります。このために、本計画と行政評価、各個別計画の連携による「PDCAサイクル（計画[Plan]—実施[Do]—評価[Check]—改善[Action]）」により、今後の施策の充実・強化を進めます。

また、市の諮問機関である「四街道市保健福祉審議会」に本計画の推進状況を報告し、意見をいただきながら、地域福祉計画の推進を図ります。

# 資料編

## 1. 計画の策定経過

年 月 日	項 目	内 容（計画策定関係）
令和2年 5月7日～ 19日	第1回保健福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 諮問</li> <li>■ 第3次四街道市地域福祉計画の概要、策定スケジュール及び市民アンケート調査(案)について</li> <li>■ 部会の設置について</li> </ul>
令和2年 6月8日～ 23日	市民福祉意識アンケート調査及び地域福祉関連団体アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民アンケート調査／18歳以上の市内在住者対象</li> <li>・ 団体アンケート調査／四街道市の地域福祉の中核を担う団体対象</li> </ul>
令和2年 7月9日・ 13日	地域福祉関連団体意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四街道市の地域福祉の中核を担う団体対象</li> </ul>
令和2年 8月12日	第1回地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 現行計画（第2次計画）の進捗状況について</li> <li>■ 第3次計画策定に係るアンケート調査の結果について</li> <li>■ 第3次計画策定に係る意見交換会の結果について</li> </ul>
令和2年 8月21日	第1回保健福祉審議会地域福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 現行計画（第2次計画）の進捗状況について</li> <li>■ 第3次計画策定に係るアンケート調査の結果について</li> <li>■ 第3次計画策定に係る意見交換会の結果について</li> </ul>
令和2年 11月11日	第2回地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第3次四街道市地域福祉計画（素案）について</li> </ul>
令和2年 11月30日	第2回保健福祉審議会地域福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第3次四街道市地域福祉計画（素案）について</li> </ul>
令和2年 12月23日	第3回地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第3次四街道市地域福祉計画（案）について</li> </ul>
令和3年 1月18日	第3回保健福祉審議会地域福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第3次四街道市地域福祉計画（案）について</li> </ul>
/	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見募集期間 令和3年2月8日～3月10日</li> </ul>
令和3年 2月1日	第2回保健福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 答申</li> </ul>

## 2. 策定体制

### (1) 四街道市保健福祉審議会条例

(設置)

第1条 市は、社会福祉施策の総合的かつ計画的運営を図り、もって住民福祉の向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、四街道市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 保健、福祉及び医療施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 保健、福祉及び医療施策の進展、動向及び諸制度に関すること。
- (3) その他保健、福祉及び医療施策に係る重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 保健関係者 2人以内
- (3) 福祉関係者 4人以内
- (4) 医療関係者 3人以内
- (5) 市民代表 3人以内

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、調査審議事項を明示して学識経験がある者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員（特別な調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員及び臨時委員は、会長が指名する。
  - 3 部会に、その部会に所属する委員の互選による部会長を置く。
  - 4 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
  - 5 第4条第3項及び第6条の規定は、部会に準用する。  
(庶務)
- 第8条 審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。  
(委任)
- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## (2) 委員名簿

### ■四街道市保健福祉審議会

(任期：令和2年5月1日～令和4年4月30日)

選出区分	氏名	備考
学識経験	澁谷 哲	副会長
	許斐 玲子	
	佐藤 満	
保健関係	古川 恭子	
	谷口 美保	
福祉関係	鵜之沢 功	
	秋元 克之	
	矢口 廣見	会長
	利光 美亜子	
医療関係	松島 弘典	
	大内 健太郎	
	鈴木 博文	
市民代表	長澤 志保子	
	森 邦子	
	伊佐 勉	

順不同・敬称略

### ■地域福祉部会

選出区分	氏名	備考
学識経験	澁谷 哲	部会長
	佐藤 満	
福祉関係	鵜之沢 功	
	矢口 廣見	
市民代表	伊佐 勉	
臨時委員	花井 育代	
	古川 美之	

順不同・敬称略

### (3) 四街道市地域福祉計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 第3次四街道市地域福祉計画の策定に際し、必要な事項を協議し、計画案を策定するため、四街道市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会所掌事項は、次のとおりとする。

- ① 計画案の策定に関すること。
- ② その他策定委員会が必要と認めた事項。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、福祉サービス部長の職にあるものをもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が欠けた場合又は委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、感染症予防対策等で会議を招集することが困難であると判断した時は、書面開催等の方法をとることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、福祉サービス部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか策定委員会に関し必要な事項は、委員長が会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領に定めるもののほか策定委員会に関し必要な事項は、委員長が会に諮って定める。

(廃止)

2 この要領は第3次四街道市地域福祉計画の策定が完了した後に速やかに廃止するものとする。

別 表

福祉サービス部長
危機管理室長
経営企画部副参事（政策調整担当）
総務部副参事（政策調整担当）
福祉サービス部副参事（政策調整担当）
健康こども部副参事（政策調整担当）
環境経済部副参事（政策調整担当）
都市部副参事（政策調整担当）
教育部副参事（政策調整担当）

## 3. 用語解説

### ■あ行

---

#### 愛の一声運動

青少年の問題行動や非行の未然防止のため、青少年補導委員等の地域の大人達が、街頭で青少年を見守り、声かけを行う運動のことです。

#### アウトリーチ活動

直訳すると手を差し伸べるという意味。福祉分野では「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のことです。

#### 新しい生活様式

長期間にわたって新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、日常生活に定着させ、持続させていくことです。

例えば、地域福祉活動にSNSやオンライン会議の活用を推進することも大切です。

#### SNS（エヌエヌエス、ソーシャルネットワーキングサービス）

インターネット上で Social（社会的）な Network（組織）を築くサービスのことで、参加者がお互いに情報交換やコミュニケーションをとることができます。

#### NPO

営利を目的とせず、市民等が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う組織のことです。

### ■か行

---

#### ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

#### 言語聴覚士

言語機能や摂食機能、聴覚等に障害のある人に対し、リハビリテーションや助言・指導等の援助を行う専門職のことです。

## 権利擁護

認知症の進行や、知的な遅れがある、心に病気がある等により、自分で判断することが十分でない人が、その人らしく住み慣れた地域で生活できるように、必要な権利を主張できるように守ることであります。

## 高齢者虐待防止ネットワーク会議

高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るための行政・関係機関・地域団体のネットワークのことであります。虐待を未然に防ぐシステムづくりや個々の虐待ケースへの支援を行います。

## こども110番の家

子どもが誘拐、暴力、痴漢等、何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきた時、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭等へ連絡して、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動のことであります。

## コミュニティソーシャルワーカー

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援とともに、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う人のことであります。

## ■さ行

---

### サロン

地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のことであります。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へ広がる可能性ももった活動を行います。

### 市長申し立て

物事を判断する能力が十分ではない人であって、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、本人の権利を守る援助者がいない等の理由で申し立てができない場合に、市長が本人や親族に代わって後見開始等審判の申し立てを行うことであります。

### 児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会

虐待を受けている子どもと配偶者等からの暴力を受けた方の支援のための協議会のことであります。福祉・保健・医療・教育・警察等の関係機関で組織されます。



## 児童センター

市内にお住まいの 18 歳未満のお子さんに健全な遊びを提供し、健康増進を図るとともに、豊かな情操を育むことを目的とした施設のことです。児童センターには、小学校就学前の子どもが安心して遊べるスペースがあり、また子どもの年齢に応じた各種イベント等も行っています。

## シニア憩いの里

高齢者の生きがいづくりを推進し、高齢者等が自由に集い交流できることを目的とする施設のことです。地域の住民により設置・運営されます。

## シニアクラブ

スポーツやレクリエーション、文芸・技芸の作品展等、地域での生活を豊かにするための高齢者の自主的なクラブです。

## 市民安全パトロール隊

市の地域防犯活動の一つ。青色の回転灯を装備した自動車による定期的な市内パトロールを実施しています。

## 社会的障壁

施設・設備、制度、慣習、観念（偏見）等によって障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で、障壁となるもののことです。

## 社会福祉協議会

昭和 26 年に制定された社会福祉事業法に基づき、全国、都道府県、市町村を単位に設置された民間の福祉団体のことです。平成 12 年 6 月に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、市町村社会福祉協議会は、地域住民と共に住み良い「福祉のまちづくり」を進めていくことを目的とした同法 109 条の「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされています。

## 社会福祉法

社会福祉に関する基本事項を定めた法律のことで、社会福祉の目的や理念、福祉サービスに共通する基本的事項等を規定しています。

## 重層的支援会議

地域共生社会の実現のため厚生労働省の事業（重層的支援体制整備事業）における関係機関との支援調整を行うためのネットワーク会議のことです。

## 生涯学習生きがいづくりアシスト事業

市民が自主的に「学びたい、体験したい」と思ったときに、他の市民が講師役としてアシスト（手助け）する市の事業のことです。芸術、文化、スポーツ、家庭生活等幅広い分野があります。

## 生涯学習まちづくり出前講座

市職員が講師として出向き、市の事業や政策等について講座を開催する事業のことです。

## 障害者相談支援事業所

障害のある人や家族等からの相談に、常勤の相談支援専門員がそれぞれ個別に対応し、必要な情報の提供や助言を行う総合支援事業所のことです。

## 障害の社会モデル

個人の心身機能の障害を「障害の個人モデル・医学モデル」というのに対し、社会にあるモノ、環境、人的環境等が障害となっていることを「障害の社会モデル」といいます。社会における障害と個人の心身機能の障害が相まって障害が作り出されているとする考え方です。

## 小児精神科医

小児精神を学んだ精神科医や小児科医のことです。子どもの発達障害や学習障害、社会恐怖症（ひきこもり）等の診療・治療を行います。

## 消費生活センター

地方公共団体が設置する行政機関で、消費生活に関する市民の相談窓口となり、消費者被害の救済や暮らしに役立つ情報提供、消費者教育・啓発等の行政サービスを行います。

## 青少年育成センター

青少年の健全育成と非行防止を目的とする活動を行う施設のことです。20歳未満の青年を対象に、補導活動や相談活動、環境浄化活動、啓発活動等を行います。

## 生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のことです。

## 成年後見制度

認知症の進行や、知的な遅れがある、心に病気がある等により、判断能力が不十分な方々の法的、経済的な権利を守るため、家庭裁判所より選任された成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）に、本人に代わって契約を行う、取り消す等の権利を与え、本人の生活状況に応じた保護や支援を行う制度のことです。

## 総合型地域スポーツクラブ

多種目、多世代、様々なレベルで、身近にスポーツを親しむことのできる、地域住民主体のスポーツクラブのことです。

## ■た行

---

### ダブルケア

子育てと介護が同時期に発生する等、家族や親族等の複数のケアに携わることです。

### 地域活動支援センターⅢ型

地域活動支援センターとは、障害のある人の日中の活動をサポートする機関のことで、創作や生産活動、地域交流等、地域生活を支える多様なサービスを行います。「Ⅲ型」とは、10名以上の利用が可能なセンターのことです。

### 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）

地域の身近な場所において、子育て親子の交流の場の提供、地域における子育て全般に関する支援を行う拠点のことで、市内では、保育所（園）に併設されています。

### 地域コーディネーター

学校と地域住民間の調整役として活動する保護者や地域住民のことです。地域コーディネーター会議を通して、地域に根ざした学校づくりの活動を行います。

### 地域生活支援拠点

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を備え、障害者の生活を地域全体で支える体制のことです。

### 地域福祉館

地域住民主体による地域の活性化及び世代間交流の場として設置された地域福祉施設のことで、千代田中学校地区にあります。

### 地域包括支援センター

地域の高齢者やその家族等の総合相談・支援、介護予防ケアマネジメントや権利擁護等を総合的に行う地域の中核機関のことです。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が、それぞれの専門性を生かし、連携及び協力して業務を行います。

## 地区社会福祉協議会

市町村の学区や町内会・自治会単位で組織される社会福祉協議会のことです。高齢者等とのふれあい交流や子育てサロン等、地域に根差した福祉活動を行っています。市では、昭和 58 年に設置された小地域社会福祉協議会を基礎として、現在、市内に 6 つの地区社会福祉協議会が組織されています。

## ■な行

---

### 認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人や家族に対して、できる範囲での手助けをする応援者のことで、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため厚生労働省が始めた取り組みです。「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症サポーターになることができます。

## ■は行

---

### ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を行いたい人（提供会員）と受けたい人（依頼会員）をつなぎ、小学生までの子どもに対する相互援助活動に関する連絡・調整を行う組織のことです。活動例として、「保育所・幼稚園までの送迎」「外出、急用等による子どもの預かり」等があります。

### 福祉サービス第三者評価

事業者の提供する福祉サービスの質を、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うことです。個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果を公表することから、利用者に対して適切な情報を提供することができます。

### 福祉避難所

大規模災害発生後、避難所に避難した高齢者や障害のある人等が避難所での生活に支障をきたし、特別な支援や配慮を必要とする場合に開設される避難所のことです。老人ホーム等、バリアフリーに配慮した高齢者施設を活用することが多くなっています。

### 福祉有償運送制度

NPO等が乗車定員 11 人未満の自動車を使用して、他人の介助によらずに移動することが困難であり、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者、要介護者、要支援者、その他障害を有する者等の運送を行う制度のことです。

## プレーパーク

「冒険遊び場」とも呼ばれており、通常の都市公園のようにブランコやシーソー等の既存遊具はなく、子どもたちが自由な発想で遊び、作りあげていく遊び場のことです。

## 保健師

地域の健康教育や保健指導等により、疾病予防等の公衆衛生活動を行う地域看護の専門家のことです。

## ボランティアセンター

社会福祉協議会に設置されたボランティア活動の育成・援助と活動を支援する連絡調整を行う組織のことです。

## ■ま行

---

### 民生委員・児童委員

民生委員は、高い人格識見を持ち、社会福祉の増進に熱意がある人が、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員のことで、自らも地域住民の一員として、住民の生活上の様々な相談に応じ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を担います。また、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、子どもたちの見守り、親の子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行います。

### みんなで地域づくりセンター

市における市民協働の中核施設のことです。地域づくりコーディネーターが設置されており、地域課題等の解決に向けて取り組む団体の支援や、地域づくり情報の収集、提供等を行います。

## ■や行

---

### 友愛訪問

地区社会福祉協議会が実施する訪問活動のことです。見守りを必要とする高齢者等に対して、地域で安心して暮らせるように、民生委員が個別訪問し、安否確認と孤独感の解消を図る活動です。

### ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン（設計・計画）」という意味であり、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、可能な限り最大限使いやすい製品や施設、生活環境をデザインすることです。

### 臨床心理士

保健医療、福祉、教育その他の分野において、専門的知識及び技術をもって、支援を要する者及びその関係者に対して、心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行います。また、心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行ったりもします。



---

## 第3次四街道市地域福祉計画

令和3年3月発行

四街道市 福祉サービス部 社会福祉課

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

TEL : 043-421-6121 (直通) FAX : 043-424-2011

---